

茨城県常陸大宮市埋蔵文化財調査報告書第39集

令和3年度常陸大宮市内遺跡 発掘調査報告

令和5年3月

常陸大宮市教育委員会

ごあいさつ

常陸大宮市は茨城県北西部に位置し、県都水戸市から北へ約20kmの、人口約3万8千人の市です。

当市域は、北部に八溝山系からなる山地が連なり、南西部に那珂川が、東部に久慈川が流れます。さらに、市域の中央には久慈川支流の玉川や、那珂川支流の緒川が南北に流れていて、高度に応じた緑豊かな丘陵・台地・低地を織り成す景勝地となっています。このため、原始・古代から人々の生活が営まれ、各地に集落跡や城館跡など、数多くの遺跡が所在しています。中でも、久慈川右岸の泉地区に所在する泉坂下遺跡は、平成29年に再葬墓遺跡としては日本で初めて国史跡に指定されるなど、特に重要な遺跡として知られています。

さて、本書は令和3年度国庫補助をいただいて実施した市内遺跡の試掘・確認調査と開発事業に伴う記録保存の発掘調査の結果をまとめた報告書となります。掲載されているのは比較的小規模な調査ばかりですが、これらの調査を積み重ねて先人たちの足跡を明らかにし、当市の歴史をより豊かにしていくことで、今後のまちづくりや、未来を担う子供たちの郷土学習に貢献していくものと期待しております。

最後になりますが、発掘調査にあたり工事日程を調整していただくなど、多大な御理解・御協力をいただきました地権者・事業者の皆様、また全般にわたり御協力いただきました地元の皆様及びその他御指導・御協力いただいた関係各位に衷心より深く感謝申し上げます。

令和5年3月

常陸大宮市教育委員会
教育長 小野 司寿男

例 言

1 本書は、文化庁の令和3年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（市内遺跡発掘調査等事業）の交付を受けて、常陸大宮市教育委員会が実施した市内遺跡の試掘・確認調査及び開発事業に伴う記録保存目的の発掘調査の報告書である。

2 本市教育委員会の組織は以下のとおりである。

【令和2年度】茅根正憲（教育長）、大町隆（教育部長）、石井聖子（文化スポーツ課長）、砂川明生（課長補佐）、會沢英行（係長）、石川優水、高橋拓也（以上、主幹）、宇地原美咲、杉浦果奈（以上、主事）、萩野谷悟、鈴木素行、吹野富美夫、岡部孝代、小野千里、河西恵子、須藤公子（以上、会計年度任用職員）

【令和3年度】茅根正憲（教育長、12月24日まで）、橋本勇夫（教育長職務代理者、12月25日から）、諸澤正行（教育部長）、坪裕志（文化スポーツ課長）、砂川明生（課長補佐）、會沢英行（主査）、宮田竜一郎、中林香澄、石井聖子（以上、主任）、宇地原美咲、杉浦果奈（以上、主事）、萩野谷悟、鈴木素行、岡部孝代、河西恵子、須藤公子（以上、会計年度任用職員）

【令和4年度】小野司寿男（教育長）、諸澤正行（教育部長）、坪裕志（文化スポーツ課長）、後藤俊一（課長補佐）、高村恵美（主査）、石川優水、杉浦果奈（以上、主幹）、萩野谷悟、鈴木素行、岡部孝代、河西恵子、須藤公子（以上、会計年度任用職員）

3 調査主任、執筆者、発掘・整理作業の参加者は以下のとおりである（五十音順）。

【令和3年度試掘調査】 調査主任 中林香澄

執筆者 石川優水、中林香澄

【後三ヶ尻A遺跡】 調査主任 鈴木素行

執筆者 鈴木素行、佐々木義則、高橋拓也、比毛君男、吹野富美夫

発掘作業 岡部孝代、小野千里、河西一良、小西竜世、篠原とよ子、須藤公子、田中美零、横山基明、米山寛

整理作業 岡部孝代、小野千里、河西恵子、須藤公子

【下村田新屋遺跡】 調査主任 吹野富美夫

執筆者 鈴木素行、吹野富美夫

4 本書の編集は石川優水が担当し、執筆分担はそれぞれの担当文末に執筆者姓を記して示した。

5 本書に関わる資料は、常陸大宮市教育委員会が保管している。

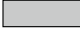
6 調査から本書の刊行に至るまで、以下の方々・機関により御指導・御協力を賜りました。記して深く感謝いたします（五十音順、敬称略）。

飯島一生、五十嵐雄大、佐々木義則、高橋修、西野陽子、山本佳奈

茨城県教育庁総務企画部文化課、文化庁

また、個人情報保護に配慮し本項への氏名等の個別記載は控えましたが、工事日程の調整など、多大な御理解・御協力をいただきました地権者・事業者の皆様に、改めて深く感謝いたします。

凡 例

- 1 本文・実測図・遺物観察等で使用した記号は、次のとおりである。
遺 構 S D－溝、S I－竪穴住居跡、S K－土坑、
P－柱穴、K－攪乱
- 2 第1章において、土層と遺物における色調の判定には、『新版標準土色帖』（小山正忠・竹原秀雄編著 日本色研事業株式会社）を使用した。
- 3 第1章のトレンチ・遺物実測図の掲載方法については、次のとおりである。
 - (1) トレンチ図は、原則300分の1の縮尺で掲載することを基本とした。
 - (2) 遺物は、原則として3分の1の縮尺で掲載した。
 - (3) トレンチ・遺物実測図中の表示は、次のとおりである。
 遺構、黒色処理、黒色物質付着
- 4 遺物観察の表記については、以下のとおりである。
 - (1) 欠損がある場合、現存値は（ ）、推定値は[]を付して示した。
 - (2) 計測値の単位は原則cmで示した。有効数字の桁は表示のとおりである。
- 5 方位を入れていない位置図は、上が北である。
- 6 第2章では、この凡例によらず、本文中にそれぞれ表記した部分がある。

目 次

ごあいさつ

例言	ii
凡例	iii
目次	iv
挿図目次	v
表目次	vi
第1章 令和3年度試掘調査	1
第1節 調査の目的と方法	1
第2節 調査の結果	3
1 石沢館跡	3
2 姥賀東遺跡	5
3 上高作遺跡	6
4 上ノ宿遺跡	13
5 上村田江ノ上遺跡	14
6 駄木所遺跡	16
7 田子内遺跡	21
8 坪井上遺跡	22
9 馬場先遺跡	25
第2章 その他の発掘調査	27
第1節 遺跡の周辺環境	27
1 地理的環境	27
2 歴史的環境	27
第2節 調査の結果	30
1 後三ヶ尻A遺跡	30
2 下村田新屋遺跡	42

報告書抄録

挿 図 目 次

第1図	令和3年度試掘調査位置図	2	第26図	上高作遺跡第2地点第8号トレンチ写真 (南西から)	11
第2図	石沢館跡位置図(第1・2地点)	3	第27図	上高作遺跡第2地点第9号トレンチ写真 (南西から)	12
第3図	石沢館跡第1地点トレンチ図	3	第28図	上高作遺跡第2地点第10号トレンチ写真 (南西から)	12
第4図	石沢館跡第1地点第1号トレンチ写真 (西から)	4	第29図	上高作遺跡第2地点第11号トレンチ写真 (南東から)	12
第5図	石沢館跡第1地点第2号トレンチ写真 (西から)	4	第30図	上高作遺跡第2地点第12号トレンチ写真 (南西から)	12
第6図	石沢館跡第2地点トレンチ図	4	第31図	上高作遺跡第2地点第13号トレンチ写真 (南西から)	12
第7図	石沢館跡第2地点第1号トレンチ写真 (北東から)	4	第32図	上高作遺跡第2地点第14号トレンチ写真 (南西から)	12
第8図	姥賀東遺跡位置図	5	第33図	上高作遺跡第2地点第15号トレンチ写真 (北西から)	13
第9図	姥賀東遺跡トレンチ図	5	第34図	上高作遺跡第2地点第16号トレンチ写真 (南東から)	13
第10図	姥賀東遺跡第1号トレンチ写真 (西から)	5	第35図	上ノ宿遺跡位置図	13
第11図	姥賀東遺跡第2号トレンチ写真 (西から)	5	第36図	上ノ宿遺跡トレンチ図	13
第12図	上高作遺跡位置図(第1・2地点)	6	第37図	上ノ宿遺跡第1号トレンチ写真(南から)	14
第13図	上高作遺跡第1地点トレンチ図	6	第38図	上ノ宿遺跡第2号トレンチ写真(東から)	14
第14図	上高作遺跡第1地点第1号トレンチ写真 (北から)	7	第39図	上ノ宿遺跡第3号トレンチ写真(東から)	14
第15図	上高作遺跡第1地点第2号トレンチ写真 (東から)	7	第40図	上村田江ノ上遺跡位置図	15
第16図	上高作遺跡第2地点トレンチ図	8	第41図	上村田江ノ上遺跡トレンチ図	15
第17図	上高作遺跡第2地点出土遺物実測図	10	第42図	上村田江ノ上遺跡出土遺物実測図	16
第18図	上高作遺跡第2地点出土遺物写真	10	第43図	上村田江ノ上遺跡出土遺物写真	16
第19図	上高作遺跡第2地点第1号トレンチ写真 (南西から)	10	第44図	上村田江ノ上遺跡第1号トレンチ写真 (南西から).....	16
第20図	上高作遺跡第2地点第2号トレンチ写真 (南西から)	10	第45図	上村田江ノ上遺跡第2号トレンチ写真 (南西から)	16
第21図	上高作遺跡第2地点第3号トレンチ写真 (南西から)	11	第46図	駄木所遺跡位置図(第1～3地点)	16
第22図	上高作遺跡第2地点第4号トレンチ写真 (南西から)	11	第47図	駄木所遺跡第1地点トレンチ図	17
第23図	上高作遺跡第2地点第5号トレンチ写真 (南東から)	11	第48図	駄木所遺跡第1地点出土遺物実測図	17
第24図	上高作遺跡第2地点第6号トレンチ写真 (南西から)	11	第49図	駄木所遺跡第1地点出土遺物写真	17
第25図	上高作遺跡第2地点第7号トレンチ写真 (南西から)	11			

第50図	駄木所遺跡第1地点第1号トレンチ写真(北東から)	第68図	馬場先遺跡トレンチ図	25
	第69図	馬場先遺跡出土遺物実測図	26
第51図	駄木所遺跡第2地点トレンチ図	第70図	馬場先遺跡出土遺物写真	26
第52図	駄木所遺跡第2地点第1号トレンチ写真(南西から)	第71図	馬場先遺跡第1号トレンチ写真(東から)	26
	
第53図	駄木所遺跡第3地点トレンチ図	第72図	馬場先遺跡第2号トレンチ写真(東から)	26
第54図	駄木所遺跡第3地点出土遺物実測図		
第55図	駄木所遺跡第3地点出土遺物写真	第73図	下村田・上村田地区周辺遺跡分布図	28
第56図	駄木所遺跡第3地点第1号トレンチ写真(北西から)	第74図	後三ヶ尻A遺跡の調査区	30
	第75図	後三ヶ尻A遺跡の試掘トレンチと調査区	30
第57図	駄木所遺跡第3地点第2号トレンチ写真(北西から)	第76図	調査区の地形と地質(南方向から)	31
	第77図	後三ヶ尻A遺跡遺構実測図(1)	32
第58図	田子内遺跡位置図	第78図	後三ヶ尻A遺跡遺構セクションライン	33
第59図	田子内遺跡トレンチ図	第79図	後三ヶ尻A遺跡遺構実測図(2)	34
第60図	田子内遺跡第1号トレンチ写真(北東から)	第80図	後三ヶ尻A遺跡遺構実測図(3)	35
	第81図	後三ヶ尻A遺跡の出土遺物	38
第61図	坪井上遺跡位置図	第82図	後三ヶ尻A遺跡調査区内に想定されるピットの配列	39
第62図	坪井上遺跡トレンチ図		
第63図	坪井上遺跡出土遺物実測図	第83図	発掘調査地点周辺の縄張図	41
第64図	坪井上遺跡出土遺物写真	第84図	発掘調査地点周辺の地形	
第65図	坪井上遺跡第1号トレンチ写真		(国土地理院「赤色立体地図」より)	41
	(南東から)	第85図	下村田新屋遺跡の調査区	42
	第86図	下村田新屋遺跡のトレンチと遺構	42
第66図	坪井上遺跡第2号トレンチ写真(南東から)	第87図	下村田新屋遺跡の出土遺物	43
	第88図	下村田新屋遺跡出土土器の参考資料	44
第67図	馬場先遺跡位置図		

表 目 次

第1表	令和3年度試掘調査一覧表	1	第3表	後三ヶ尻A遺跡土坑(SK)一覧表	37
第2表	下村田・上村田地区周辺遺跡一覧表	29	第4表	後三ヶ尻A遺跡ピット(P)一覧表	37

第1章 令和3年度試掘調査

第1節 調査の目的と方法（第1図、第1表）

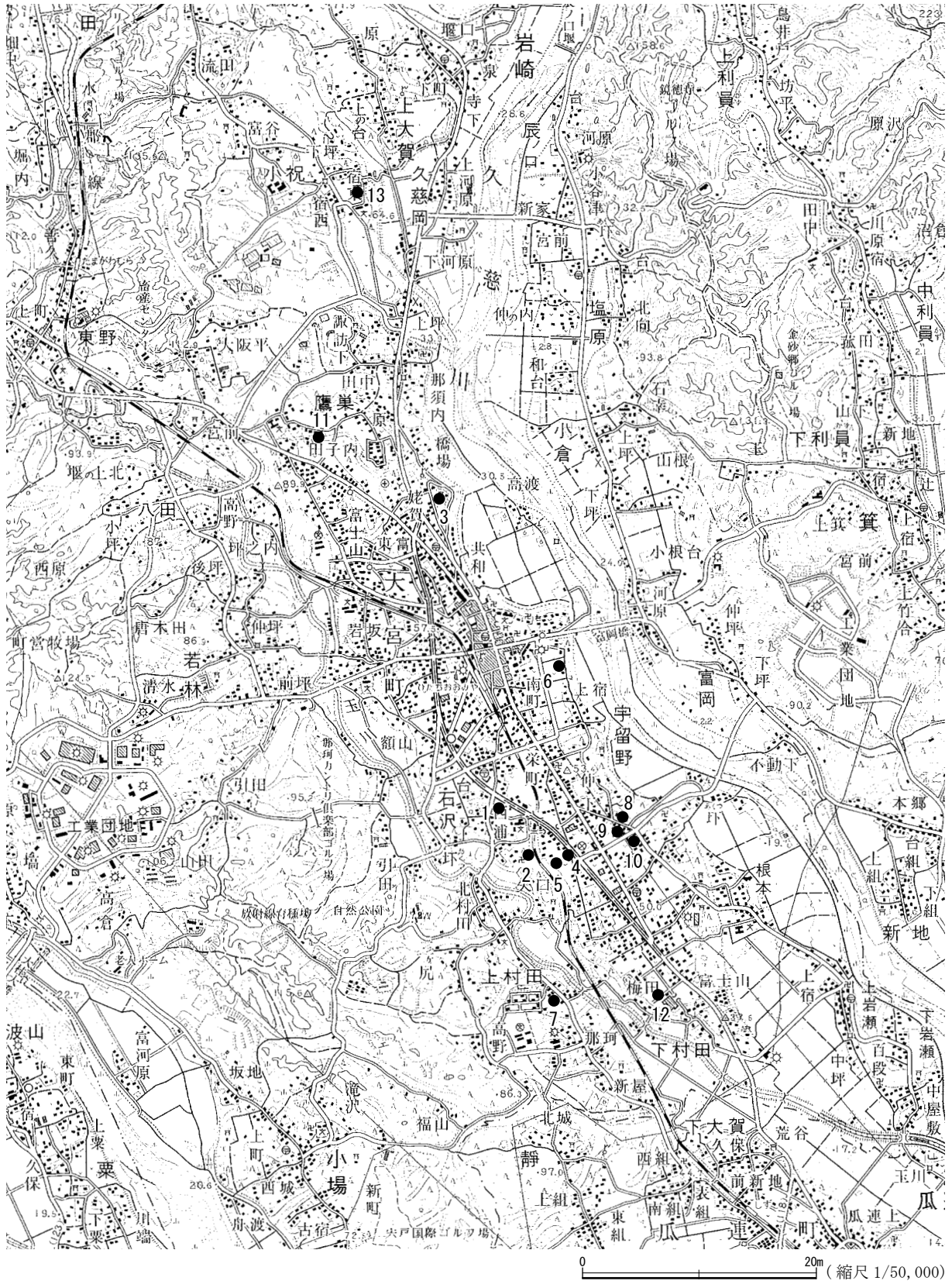
令和3年度に常陸大宮市教育委員会が実施した試掘調査は13件である。

この試掘調査は、周知の埋蔵文化財包蔵地内で行われる開発工事等に先立ち、事業者からの照会を受けて、当該地の遺構・遺物の存否や性格・密度、表土の堆積厚等を確認するとともに、記録保存の発掘調査の要否や、要する期間等を判断することを目的とするものである。

試掘調査は、開発工事等の予定区域内にトレンチ（試掘溝）を設定し、トレンチの表土を重機で除去したのち、ジョレンにより人力で確認面を精査して、遺構の確認等を行う方法によって行った。確認面は、ローム層上面となる橙色（7.5YR 6／8）の男体今市テフラ（Nt-I）層上面を基本とした。（石川）

第1表 令和3年度試掘調査一覧表

No.	遺跡名	対象地	調査日	調査の原因
1	石沢館跡第1地点	常陸大宮市石沢 1675 番 4	令和3年11月10日	個人住宅建設工事
2	石沢館跡第2地点	常陸大宮市石沢 1468 番 4、1468 番 7	令和4年2月24日	幼稚園舎改築工事
3	姥賀東遺跡	常陸大宮市姥賀町 598 番 7	令和3年12月3日	個人住宅建設工事
4	上高作遺跡第1地点	常陸大宮市上村田 374 番 1、375 番	令和3年7月29日	歯科医院改築工事
5	上高作遺跡第2地点	常陸大宮市上村田 367 番 2、367 番 3、369 番 3、372	令和3年9月16、17日	太陽光発電設備設置工事
6	上ノ宿遺跡	常陸大宮市下町 3980 番 2	令和3年10月11日	個人住宅建設工事
7	上村田江ノ上遺跡	常陸大宮市上村田 1412 番 1	令和3年9月24日	個人住宅建設工事
8	駄木所遺跡第1地点	常陸大宮市宇留野 488 番 5、488 番 4 の一部	令和3年4月30日	個人住宅建設工事
9	駄木所遺跡第2地点	常陸大宮市泉 299 番 3	令和3年7月5日	個人住宅建設工事
10	駄木所遺跡第3地点	常陸大宮市泉 295 番 1	令和3年12月3日	個人住宅建設工事
11	田子内遺跡	常陸大宮市田子内町 3179 番 2	令和3年12月3日	個人住宅改築工事
12	坪井上遺跡	常陸大宮市下村田 2395 番 2	令和3年5月20日	賃貸住宅建設工事
13	馬場先遺跡	常陸大宮市小祝 262 番 1	令和3年6月16日	個人住宅建設工事



第1図 令和3年度試掘調査位置図

第2節 調査の結果

1 石沢館跡（第2～7図）

(1) 第1地点

①調査に至る経緯

令和3年10月22日付で個人住宅建設工事を目的とした照会のあった区域が、周知の埋蔵文化財包蔵地「石沢館跡」であったため、同日付で文化財保護法第93条の発掘の届出を受けた。

②調査内容

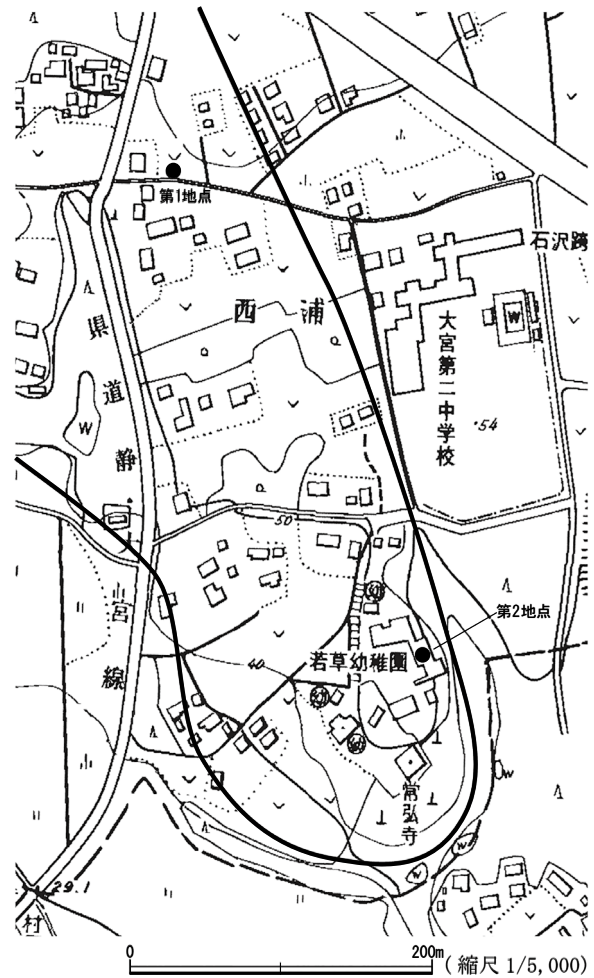
11月10日に試掘調査を実施した。トレンチは、工事予定区域に2本設定した。

第1号トレンチ 合併浄化槽予定地に、幅1.2m、長さ6mのトレンチを設定した。地表面から50cmまで表土を除去したところで橙色ローム（Nt-I）の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、遺構・遺物は確認できなかった。

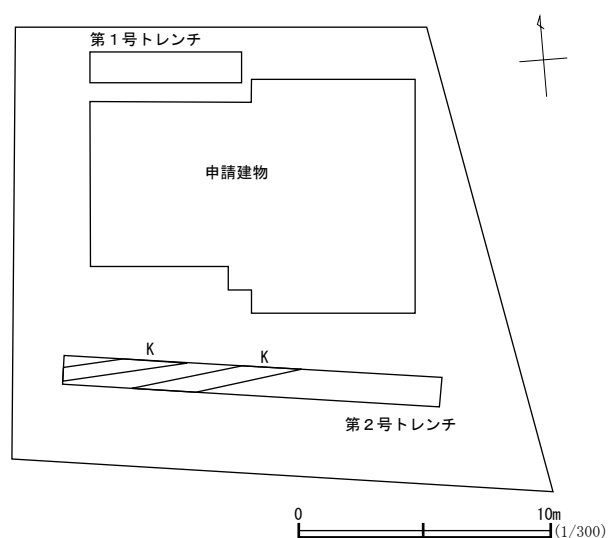
第2号トレンチ 建設予定地南側に、幅1.2m、長さ15mのトレンチを設定した。地表面から50cmまで表土を除去したところで橙色ローム（Nt-I）の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、ゴボウ耕作痕の攪乱はあるが、遺構・遺物は確認できなかった。

③取扱結果

調査において遺構・遺物は確認できなかったため、開発にあたっては慎重工事でよいと判断し、11月11日付で県教育委員会へ意見書を提出した。その後、11月15日付で県教育委員会から慎重工事の通知があった。



第2図 石沢館跡位置図（第1・2地点）



第3図 石沢館跡第1地点トレンチ図



第4図 石沢館跡第1地点第1号トレンチ写真(西から)



第5図 石沢館跡第1地点第2号トレンチ写真(西から)

(2) 第2地点

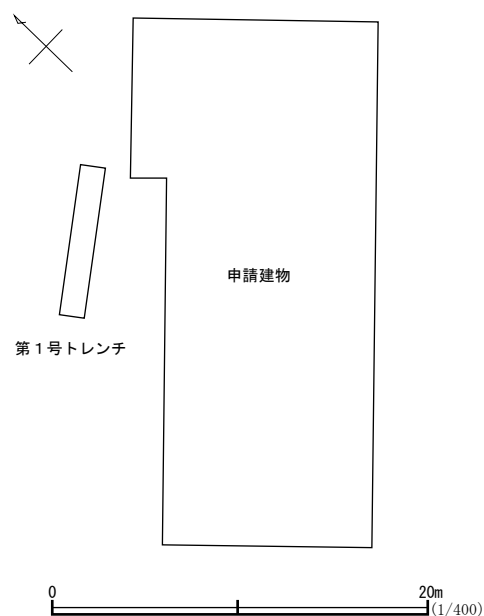
①調査に至る経緯

令和4年2月4日付で幼稚園舎改築工事を目的とした照会のあった区域が、周知の埋蔵文化財包蔵地「石沢館跡」であったため、同日付で文化財保護法第93条の発掘の届出を受けた。

②調査内容

2月24日に試掘調査を実施した。トレンチは、工事予定区域に1本設定した。

第1号トレンチ 建設予定地西側に、幅1.5m、長さ8mのトレンチを設定した。地表面から20cmのところまで薄く砂が敷かれており、その直下に明黄褐色ロームの堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、遺構・遺物は確認できなかった。



第6図 石沢館跡第2地点トレンチ図

③取扱結果

調査において遺構・遺物は確認できなかった。地権者によると、旧園舎建設時の造成で大幅に削平しているとのことであり、話のとおり付近はロームが地表面に露出しているところもあった。このため、付近の遺構は湮滅しているものと考えられ、開発にあたっては慎重工事でよいと判断し、3月14日付で県教育委員会へ意見書を提出した。その後、3月28日付で県教育委員会から慎重工事の通知があった。



第7図 石沢館跡第2地点第1号トレンチ写真(北東から)

2 姥賀東遺跡（第8～11図）

①調査に至る経緯

令和3年11月18日付で個人住宅建設工事を目的とした照会のあった区域が、周知の埋蔵文化財包蔵地「姥賀東遺跡」であったため、同日付で文化財保護法第93条の発掘の届出を受けた。

②調査内容

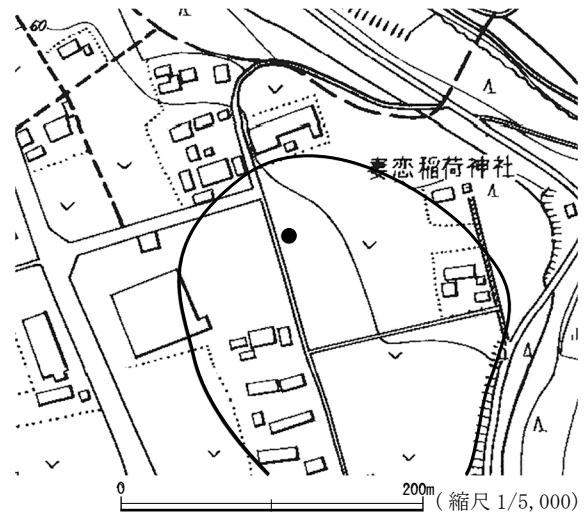
12月3日に試掘調査を実施した。トレンチは、工事予定区域に2本設定した。

第1号トレンチ 建設予定地北側に、幅1.2m、長さ5.5mのトレンチを設定した。地表面から70cmまで表土を除去したところで橙色ローム（Nt-I）の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、遺構・遺物は確認できなかった。

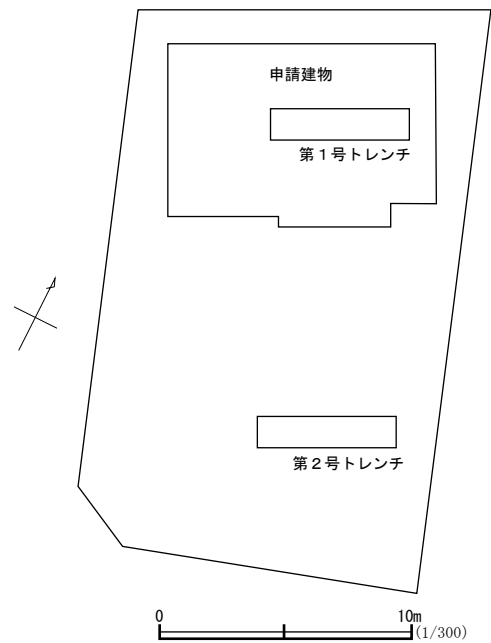
第2号トレンチ 建設予定地南側に、幅1.2m、長さ5.5mのトレンチを設定した。地表面から80cmまで表土を除去したところで橙色ローム（Nt-I）の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、遺構・遺物は確認できなかった。

③取扱結果

調査において遺構・遺物は確認できなかったため、開発にあたっては慎重工事でよいと判断し、12月6日付で県教育委員会へ意見書を提出した。その後、12月16日付で県教育委員会から慎重工事の通知があった。



第8図 姥賀東遺跡位置図



第9図 姥賀東遺跡トレンチ図



第10図 姥賀東遺跡第1号トレンチ写真(西から)



第11図 姥賀東遺跡第2号トレンチ写真(西から)

3 上高作遺跡 (第12～34図)

(1) 第1地点

①調査に至る経緯

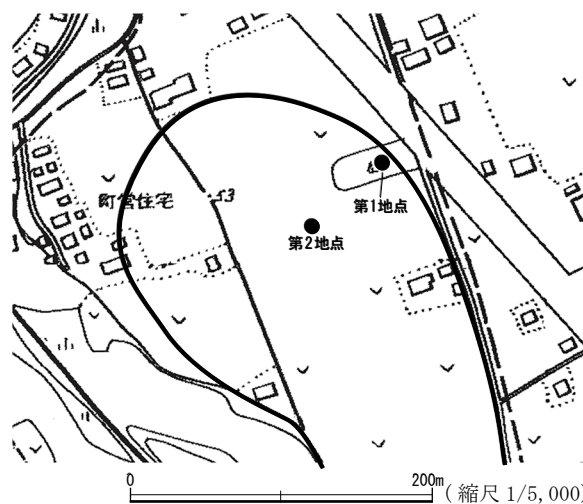
令和3年7月5日付で歯科医院改築工事を目的とした照会のあった区域が、周知の埋蔵文化財包蔵地「上高作遺跡」であったため、同日付で文化財保護法第93条の発掘の届出を受けた。

②調査内容

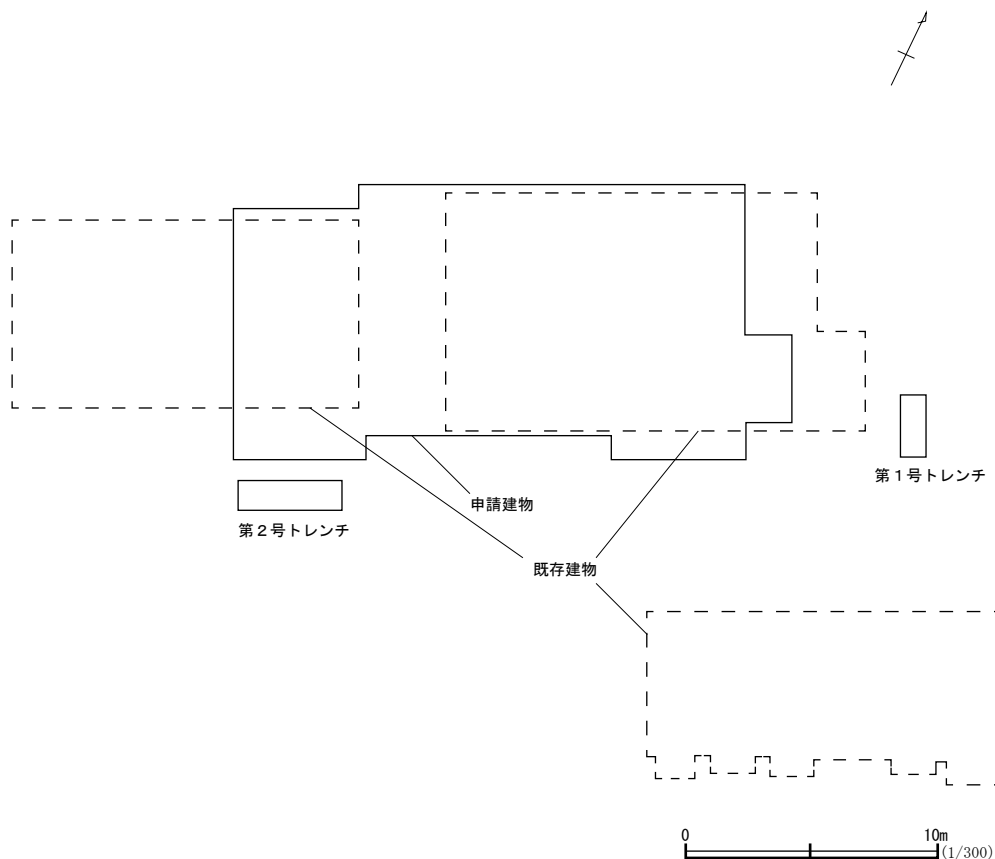
7月29日に試掘調査を実施した。トレンチは、工事予定区域に2本設定した。

第1号トレンチ 建設予定地東側に、幅1m、長さ2.5mのトレンチを設定した。地表面から100cmまで表土を除去したところで橙色ローム (Nt-I) の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、ゴボウ耕作痕の攪乱はあるが、遺構・遺物は確認できなかった。

第2号トレンチ 建設予定地南側に、幅1m、長さ4mのトレンチを設定した。地表面から130cmまで表土を除去したところで橙色ローム (Nt-I) の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、ゴボウ耕作痕や近世～現代の攪乱はあるが、遺構・遺物は確認できなかった。



第12図 上高作遺跡位置図 (第1・2地点)



第13図 上高作遺跡第1地点トレンチ図



第14図 上高作遺跡第1地点第1号トレンチ写真(北から)



第15図 上高作遺跡第1地点第2号トレンチ写真(東から)

③取扱結果

調査において遺構・遺物は確認できなかったが、建設工事はパイル工法をとるため、開発にあたっては工事立会が必要と判断し、8月4日付で県教育委員会へ意見書を提出した。その後、8月12日付で県教育委員会から工事立会の通知があった。

工事立会は9月28日及び10月7日に実施し、埋蔵文化財に影響がないことを確認した。

(2) 第2地点

①調査に至る経緯

令和3年6月10日付で太陽光発電施設設置工事を目的とした照会のあった区域が、周知の埋蔵文化財包蔵地「上高作遺跡」であったため、10月21日付で文化財保護法第93条の発掘の届出を受けた。

②調査内容

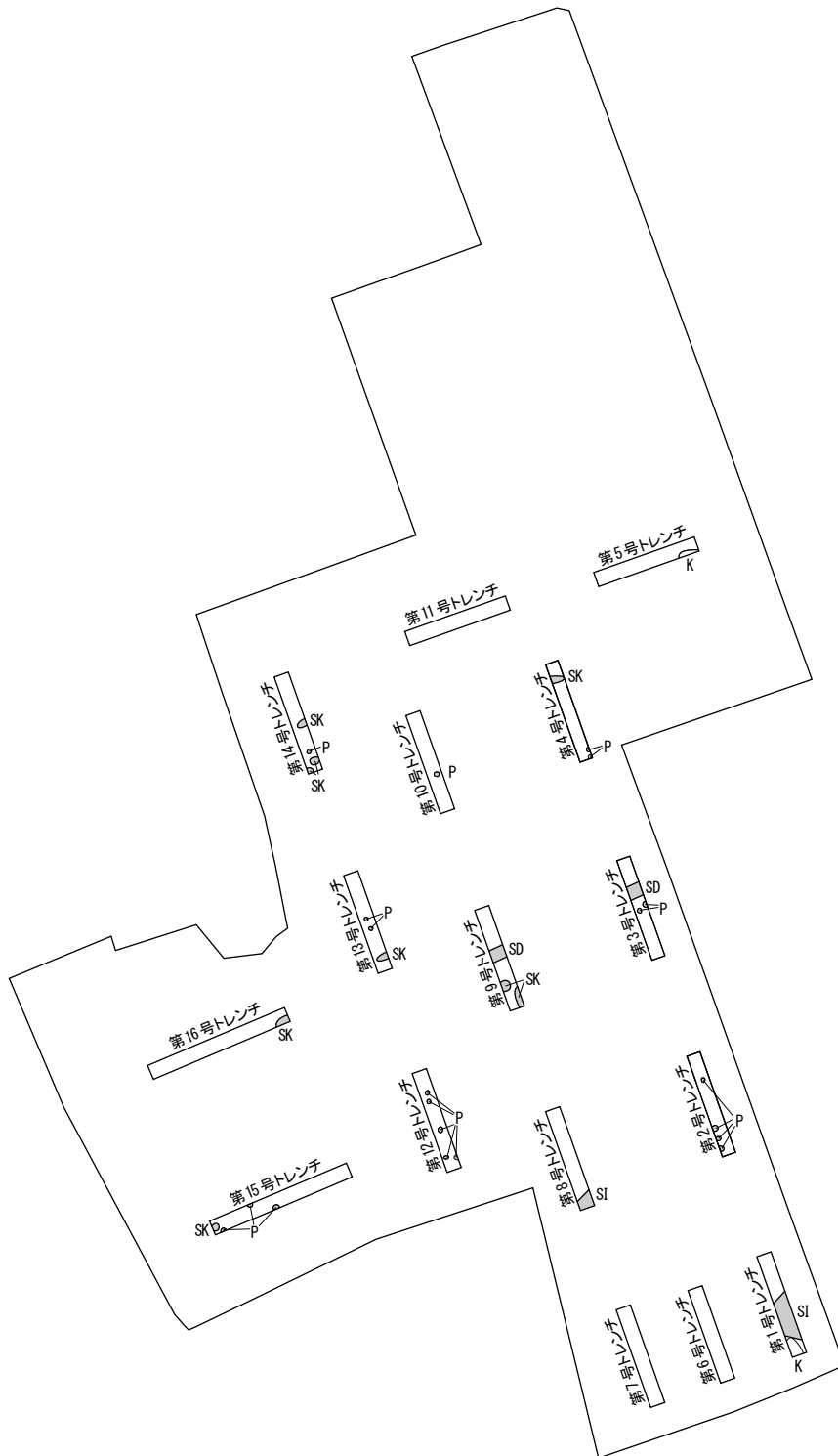
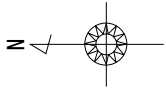
9月16、17日に試掘調査を実施した。トレンチは、工事予定区域に16本設定した。

第1号トレンチ 幅1.2m、長さ10mのトレンチを設定した。地表面から90～100cmまで表土を除去したところで橙色ローム(Nt-I)の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、竪穴住居跡1軒と、それに伴う平安時代の土師器片1点を確認した。この竪穴住居跡は、出土遺物から平安時代の所産と考えられる。

第2号トレンチ 幅1.2m、長さ10mのトレンチを設定した。地表面から80cmまで表土を除去したところで橙色ローム(Nt-I)の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、ピット4基を確認した。

第3号トレンチ 幅1.2m、長さ10mのトレンチを設定した。地表面から90cmまで表土を除去したところで橙色ローム(Nt-I)の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、ピット2基と溝跡1条、溝跡に伴う平安時代の土師器片1点を確認した。この溝跡は、出土遺物から平安時代の所産と考えられる。

第4号トレンチ 幅1.2m、長さ10mのトレンチを設定した。地表面から100cmまで表土を除去したところで橙色ローム(Nt-I)の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、土坑1基とピット2基を確認した。



第16図 上高作遺跡第2地点トレンチ図

第5号トレンチ 幅1.2m、長さ10mのトレンチを設定した。地表面から80cmまで表土を除去したところで橙色ローム（Nt-I）の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、遺構・遺物は確認できなかった。

第6号トレンチ 幅1.2m、長さ10mのトレンチを設定した。地表面から70cmまで表土を除去したところで橙色ローム（Nt-I）の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、遺構・遺物は確認できなかった。

第7号トレンチ 幅1.2m、長さ10mのトレンチを設定した。地表面から70cmまで表土を除去したところで橙色ローム（Nt-I）の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、遺構・遺物は確認できなかった。

第8号トレンチ 幅1.2m、長さ10mのトレンチを設定した。地表面から80cmまで表土を除去したところで橙色ローム（Nt-I）の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、竪穴住居跡1軒を確認した。

第9号トレンチ 幅1.2m、長さ10mのトレンチを設定した。地表面から90cmまで表土を除去したところで橙色ローム（Nt-I）の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、土坑2基と溝跡1条を確認した。

第10号トレンチ 幅1.2m、長さ10mのトレンチを設定した。地表面から90cmまで表土を除去したところで橙色ローム（Nt-I）の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、ピット1基を確認した。

第11号トレンチ 幅1.2m、長さ10mのトレンチを設定した。地表面から80cmまで表土を除去したところで橙色ローム（Nt-I）の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、遺構・遺物は確認できなかった。

第12号トレンチ 幅1.2m、長さ10mのトレンチを設定した。地表面から80～90cmまで表土を除去したところで橙色ローム（Nt-I）の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、ピット5基を確認した。

第13号トレンチ 幅1.2m、長さ10mのトレンチを設定した。地表面から90cmまで表土を除去したところで橙色ローム（Nt-I）の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、土坑1基とピット2基を確認した。

第14号トレンチ 幅1.2m、長さ10mのトレンチを設定した。地表面から80～90cmまで表土を除去したところで橙色ローム（Nt-I）の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、土坑3基とピット1基を確認した。

第15号トレンチ 幅1.2m、長さ14mのトレンチを設定した。地表面から80cmまで表土を除去したところで橙色ローム（Nt-I）の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、土坑1基とピット3基を確認した。

第16号トレンチ 幅1.2m、長さ14mのトレンチを設定した。地表面から80cmまで表土を除去したところで橙色ローム（Nt-I）の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、土坑1基を確認した。

③出土遺物（第17・18図）

1 出土位置：第1号トレンチの竪穴住居跡 種別：土師器 器種：甕 口縁部 残存：5%以下 法量：口径〔17.4〕cm、高さ（4.3）cm

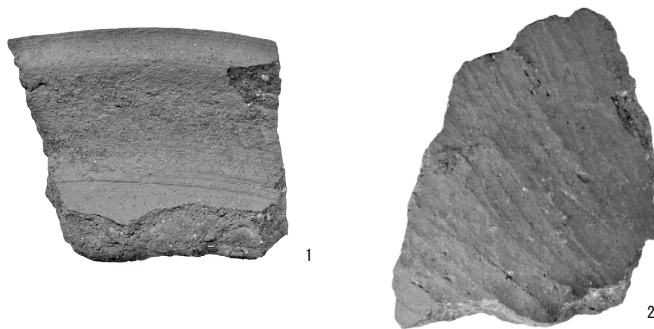
2 出土位置：第3号トレンチの溝跡 種別：土師器 器種：甕 体部 残存：5%以下 技法等：外面タタキ

④取扱結果

調査において、遺構・遺物が確認されたが、切土を伴う造成工事と浸透層の工事の工法を一部変更することで、保護層を確保することが可能となった。また、太陽光パネルの設置工事はパイプ工法をとるため、開発にあたっては工事立会が必要と判断し、10月28日付で県教育委員会へ意見書を提出した。その後、11月5日付で県教育委員会から工事立会の通知があった。



第17図 上高作遺跡第2地点出土遺物実測図



第18図 上高作遺跡第2地点出土遺物写真



第19図 上高作遺跡第2地点第1号トレンチ写真(南西から)



第20図 上高作遺跡第2地点第2号トレンチ写真(南西から)



第21図 上高作遺跡第2地点第3号トレンチ写真(南西から)



第22図 上高作遺跡第2地点第4号トレンチ写真(南西から)



第23図 上高作遺跡第2地点第5号トレンチ写真(南東から)



第24図 上高作遺跡第2地点第6号トレンチ写真(南西から)



第25図 上高作遺跡第2地点第7号トレンチ写真(南西から)



第26図 上高作遺跡第2地点第8号トレンチ写真(南西から)



第27図 上高作遺跡第2地点第9号トレンチ写真(南西から)



第28図 上高作遺跡第2地点第10号トレンチ写真(南西から)



第29図 上高作遺跡第2地点第11号トレンチ写真(南東から)



第30図 上高作遺跡第2地点第12号トレンチ写真(南西から)



第31図 上高作遺跡第2地点第13号トレンチ写真(南西から)



第32図 上高作遺跡第2地点第14号トレンチ写真(南西から)



第33図 上高作遺跡第2地点第15号トレンチ写真(北西から)



第34図 上高作遺跡第2地点第16号トレンチ写真(南東から)

4 上ノ宿遺跡 (第35～39図)

①調査に至る経緯

令和3年9月24日付で個人住宅建設工事を目的とした照会のあった区域が、周知の埋蔵文化財包蔵地「上ノ宿遺跡」であったため、同日付で文化財保護法第93条の発掘の届出を受けた。

②調査内容

10月11日に試掘調査を実施した。トレンチは、工事予定区域に3本設定した。

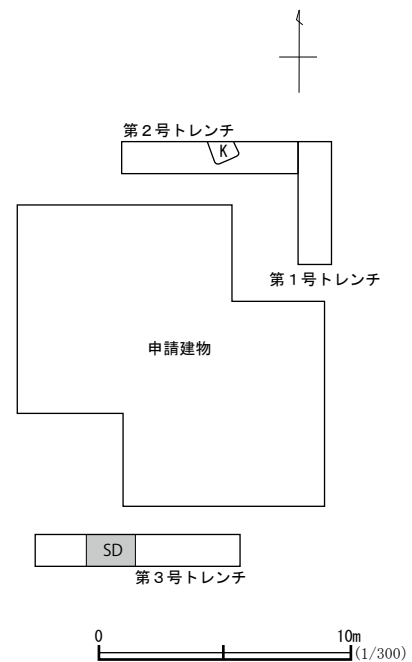
第1号トレンチ 幅1.2m、長さ5mのトレンチを設定した。地表面から80cmまで表土を除去したところで橙色ローム (Nt-I) の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、遺構・遺物は確認できなかった。

第2号トレンチ 幅1.2m、長さ7mのトレンチを設定した。地表面から70cmまで表土を除去したところで橙色ローム (Nt-I) の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、近世以降の攪乱は確認されたが、遺構・遺物は確認できなかった。

第3号トレンチ 幅1.2m、長さ8mのトレンチを設定した。地表面から80cmまで表土を除去したところで橙色ローム (Nt-I) の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、溝跡1条を確認した。この溝跡は、上端の幅約200cm、走向は南北方向で、遺物が確認できなかったため時期は不明である。



第35図 上ノ宿遺跡位置図



第36図 上ノ宿遺跡トレンチ図

③取扱結果

調査において、溝1条が確認された。また、トレンチ周辺の地表面には土器片の散布がみられることから、付近には他にも遺構が存在する可能性が高いが、浄化槽部分には遺構がなく、その他の部分は保護層を十分に確保できることから、開発にあたっては慎重工事と判断し、10月14日付で県教育委員会へ意見書を提出した。その後、10月19日付で県教育委員会から慎重工事の通知があった。



第37図 上ノ宿遺跡第1号トレンチ写真(南から)



第38図 上ノ宿遺跡第2号トレンチ写真(東から)



第39図 上ノ宿遺跡第3号トレンチ写真(東から)

5 上村田江ノ上遺跡(第40～45図)

①調査に至る経緯

令和3年9月8日付で個人住宅建設工事を目的とした照会のあった区域が、周知の埋蔵文化財包蔵地「上村田江ノ上遺跡」であったため、9月13日付で文化財保護法第93条の発掘の届出を受けた。

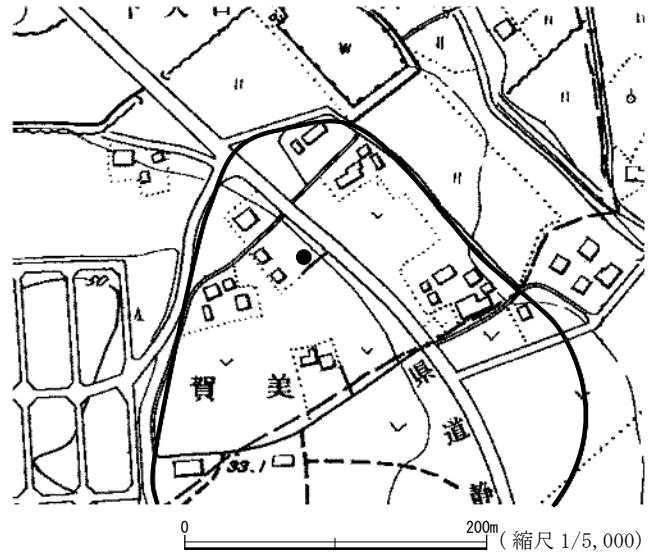
②調査内容

9月24日に試掘調査を実施した。トレンチは、工事予定区域に2本設定した。

第1号トレンチ 幅1.2m、長さ10mのトレンチを設定した。地表面から100～130cmまで表土を除去したところで橙色ローム(Nt-I)の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確

認面とした。確認面等を精査したところ、
 竪穴住居跡1軒と、それに伴う平安時代の
 土師器片が10点出土し、うち土師器片
 2点を掲載する。この竪穴住居跡は、北
 壁やや右寄りに竈が付設されており、出
 土遺物から平安時代の所産と考えられる。

第2号トレンチ 幅1.2m、長さ3mのト
 レンチを設定した。地表面から60cmまで表
 土を除去したところで橙色ローム (Nt-I)
 の堆積を確認したため掘削を止め、ここを
 試掘調査の確認面とした。確認面等を精査
 したところ、ゴボウの耕作痕は確認された
 が、遺構・遺物は確認できなかった。



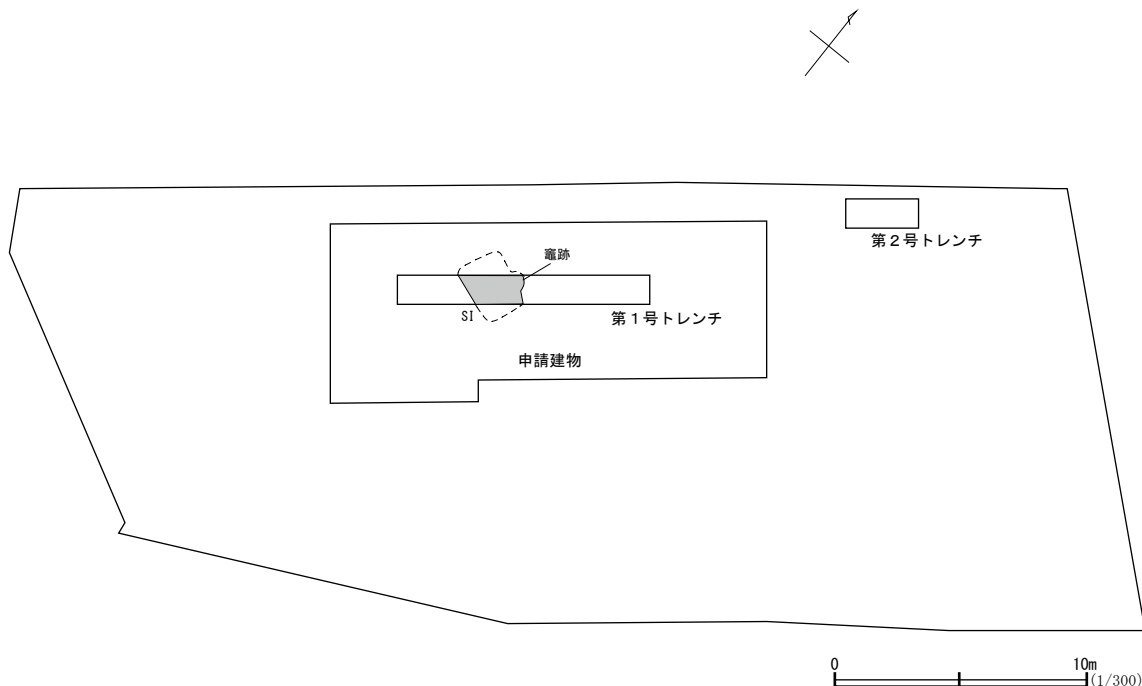
第40図 上村田江ノ上遺跡位置図

③出土遺物 (第42・43図)

- 1 出土位置：第1号トレンチの竪穴住居跡 種別：土師器 器種：高台付坏か 口縁部 残存：5%以下 技法等：内面ミガキ・内面黒色処理。
- 2 出土位置：第1号トレンチの竪穴住居跡 種別：土師器 器種：坏か埴 口縁部 残存：5%以下

④取扱結果

調査において、平安時代の竪穴住居跡1軒及び土師器片を確認したことから、施工責任者と保護層の確保等に係る協議を実施したが、当該地の地耐力調査結果により地盤補強工事を施工する必要性から保護層の確保は困難との回答を得た。



第41図 上村田江ノ上遺跡トレンチ図

第1章 令和3年度試掘調査

このため、開発にあたっては記録保存の発掘調査が必要と判断し、11月10日付で県教育委員会へ意見書を提出した。その後、11月22日付で県教育委員会から発掘調査が必要という旨の通知があった。また、給排水管工事については、工事立会となった。



第42図 上村田江ノ上遺跡出土遺物実測図



第43図 上村田江ノ上遺跡出土遺物写真



第44図 上村田江ノ上遺跡第1号トレンチ写真(南西から)



第45図 上村田江ノ上遺跡第2号トレンチ写真(南西から)

6 駄木所遺跡(第46～57図)

(1) 第1地点

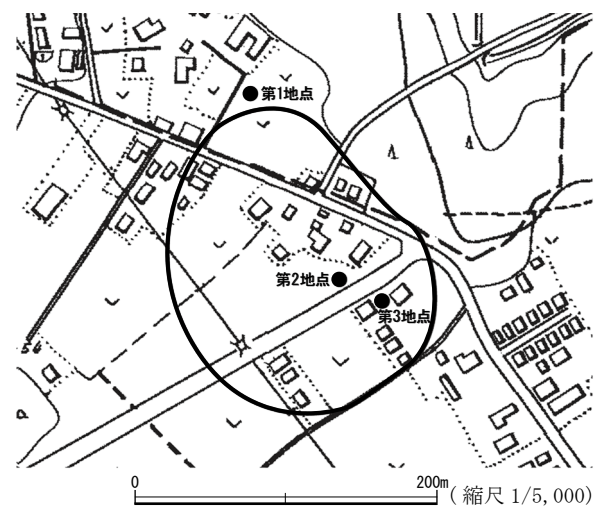
①調査に至る経緯

令和3年3月23日付で個人住宅建設工事を目的とした照会のあった区域が、周知の埋蔵文化財包蔵地「駄木所遺跡」の近接地であったため実施した。

②調査内容

4月30日に試掘調査を実施した。トレンチは、工事予定区域に1本設定した。

第1号トレンチ 幅1m、長さ10mのトレンチを設定した。地表面から60～70cmまで表土を除去したところで橙色ローム(Nt-I)の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、ゴボ



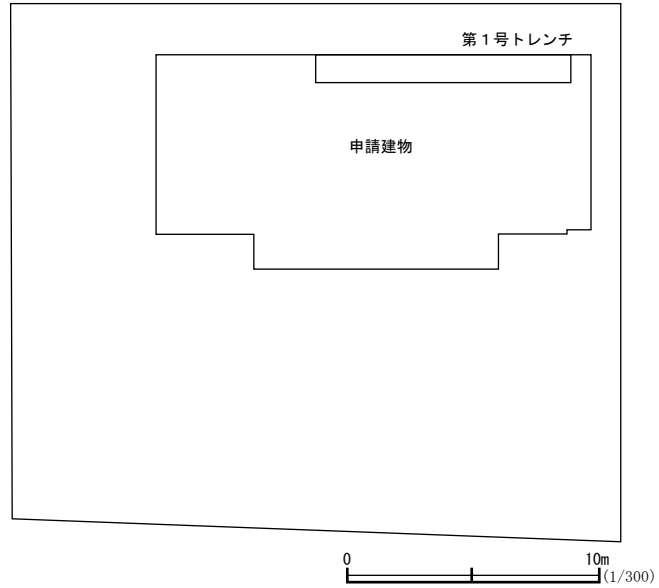
第46図 駄木所遺跡位置図(第1～3地点)

ウ耕作による攪乱中から土師器片1点が確認されたが、遺構は確認できなかった。



③出土遺物 (第48・49図)

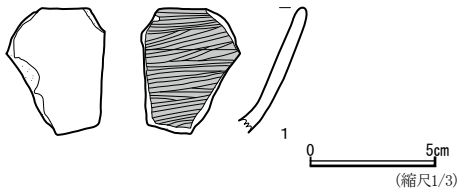
1 出土位置：第1号トレンチの攪乱中 種別：土師器
器種：埴口縁部 残存：5%以下 技法等：内面ミガキ・内面黒色処理。



第47図 駄木所遺跡第1地点トレンチ図

④取扱結果

調査において、遺物1点が確認されたが、遺構は確認されなかった。周囲に遺構が存在する可能性が高いが、保護層を十分に確保できることから、開発にあたっては慎重工事によいと判断し、5月11日付で届出者へ回答を提出した。



第48図 駄木所遺跡第1地点出土遺物実測図



第49図 駄木所遺跡第1地点出土遺物写真



第50図 駄木所跡第1地点第1号トレンチ写真(北東から)

(2) 第2地点

①調査に至る経緯

令和3年6月22日付で個人住宅建設工事を目的とした照会のあった区域が、周知の埋蔵文化財包蔵地「駄木所遺跡」であったため、同日付で文化財保護法第93条の発掘の届出を受けた。

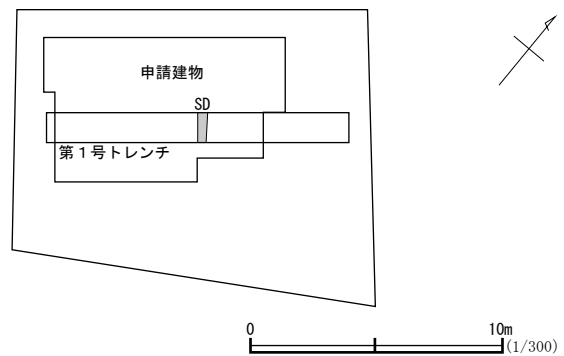
②調査内容

7月5日に試掘調査を実施した。トレンチは、工事予定区域に1本設定した。

第1号トレンチ 建設予定地中央に、幅1.2m、長さ12mのトレンチを設定した。地表面から80cmまで表土を除去したところで橙色ローム(Nt-I)の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、覆土と形状から近世以降の所産と考えられる溝を1条確認したが、取扱い対象外とした。その他遺構・遺物は確認できなかった。

③取扱結果

調査において遺構・遺物は確認できなかったため、開発にあたっては慎重工事でよいと判断し、7月8日付で県教育委員会へ意見書を提出した。その後、7月19日付で県教育委員会から慎重工事の通知があった。



第51図 駄木所遺跡第2地点トレンチ図

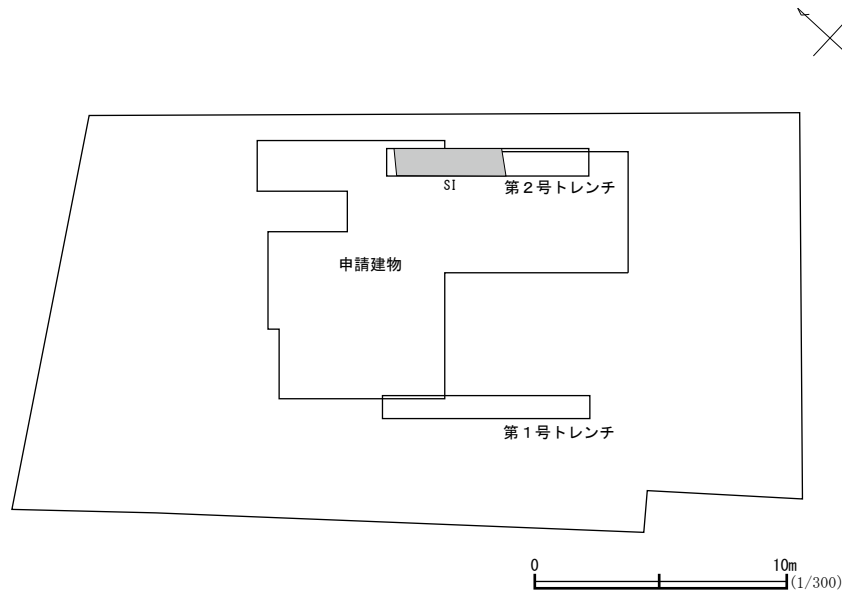


第52図 駄木所遺跡第2地点第1号トレンチ写真(南西から)

(3) 第3地点

①調査に至る経緯

令和3年11月25日付で個人住宅建設工事を目的とした照会のあった区域が、周知の埋蔵文化財包蔵地「駄木所遺跡」であったため、同日付で文化財保護法第93条の発掘の届出を受けた。



第53図 駄木所遺跡第3地点トレンチ図

②調査内容

12月3日に試掘調査を実施した。トレンチは、工事予定区域に2本設定した。

第1号トレンチ 幅1m、長さ8mのトレンチを設定した。地表面から80cmまで表土を除去したところで橙色ローム（Nt-I）の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、遺構・遺物は確認できなかった。

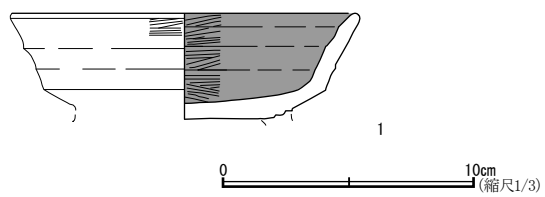
第2号トレンチ 幅1m、長さ8mのトレンチを設定した。地表面から50cmまで表土を除去したところで橙色ローム（Nt-I）の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、竪穴住居跡1軒と、それに伴う土師器片6点が確認された。この竪穴住居跡は、出土遺物から平安時代の所産と考えられる。

③出土遺物（第54・55図）

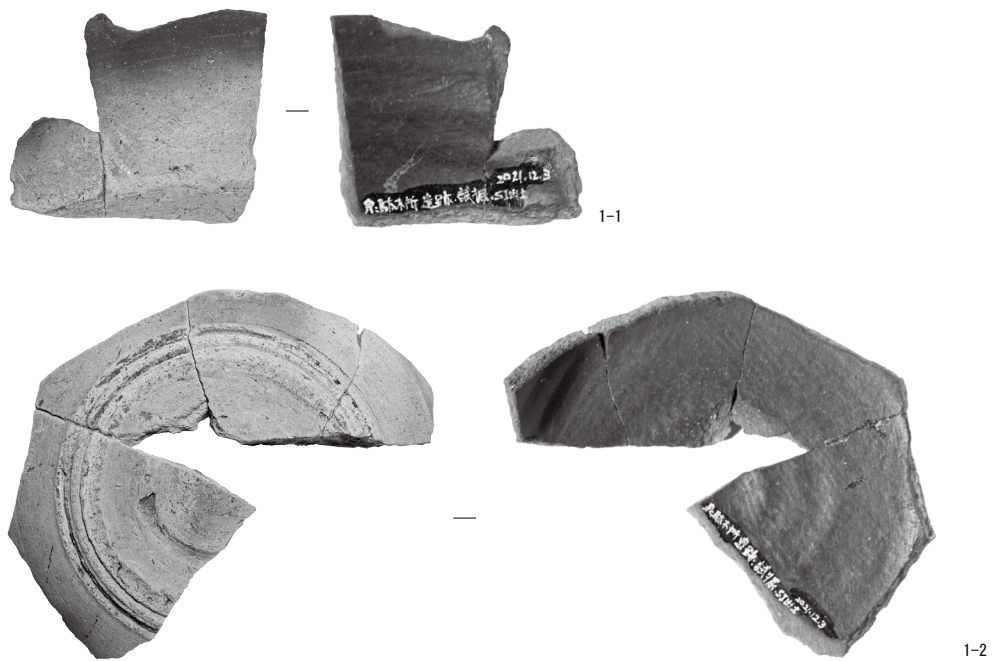
1 出土位置：第2号トレンチの竪穴住居跡 種別：土師器 器種：高台付坏 残存：20%
法量：口径〔13.8〕cm、高さ（4.2）cm 技法等：内面ミガキ・内面黒色処理。外面上部ミガキ。
備考：8世紀第4四半期。1-1は2片接合。1-2は4片接合。接点はないが同一個体である。

④取扱結果

調査において、平安時代の竪穴住居跡1軒が確認されたが、保護層を十分に確保できることから、開発にあたっては慎重工事でよいと判断し、12月6日付で県教育委員会へ意見書を提出した。その後、12月13日付で県教育委員会から慎重工事の通知があった。



第54図 駄木所遺跡第3地点出土遺物実測図



第55図 駄木所遺跡第3地点出土遺物写真



第56図 駄木所遺跡第3地点第1号トレンチ写真(北西から)



第57図 駄木所遺跡第3地点第2号トレンチ写真(北西から)

7 田子内遺跡（第58～60図）

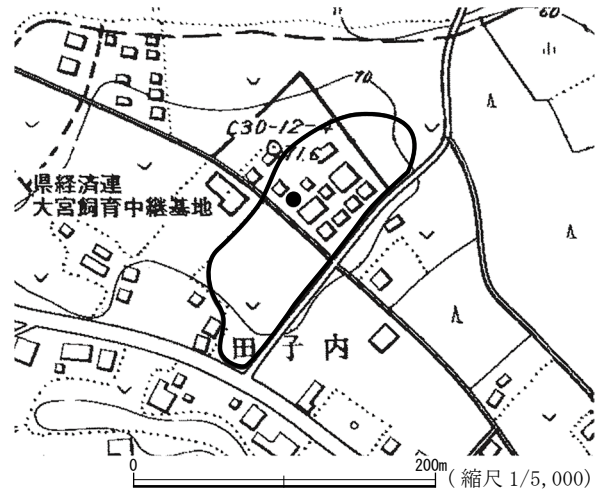
①調査に至る経緯

令和3年11月19日付で個人住宅改築工事を目的とした照会のあった区域が、周知の埋蔵文化財包蔵地「田子内遺跡」であったため、同日付で文化財保護法第93条の発掘の届出を受けた。

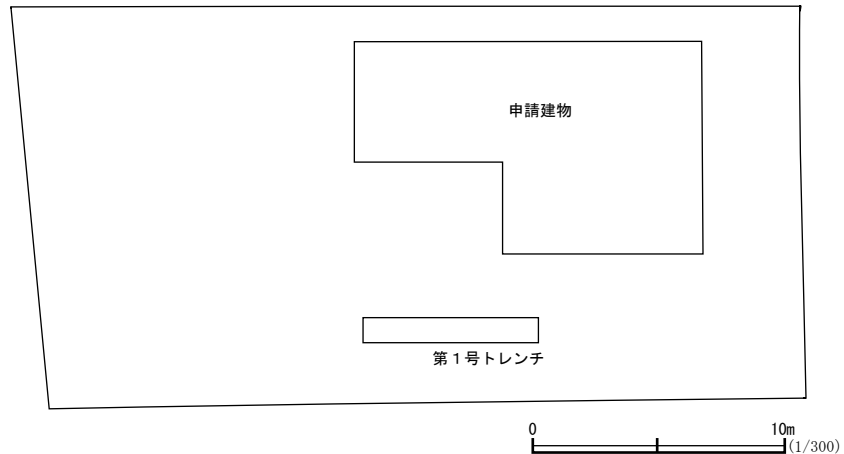
②調査内容

12月3日に試掘調査を実施した。トレンチは、工事予定区域に1本設定した。

第1号トレンチ 建設予定地南側に、幅1m、長さ7mのトレンチを設定した。地表面から110cmまで表土を除去したところで橙色ローム（Nt-I）の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、遺構・遺物は確認できなかった。



第58図 田子内遺跡位置図



第59図 田子内遺跡トレンチ図

③取扱結果

調査において遺構・遺物は確認できなかった。さらに、現地表面から確認面までは110cmの深さがあり、その一方予定されている工事の最大掘削深は40cmで、十分な保護層が確保できることもあって、開発にあたっては慎重工事でよいと判断し、12月6日付で県教育委員会へ意見書を提出した。その後、12月13日付で県教育委員会から慎重工事の通知があった。



第60図 田子内遺跡第1号トレンチ写真（北東から）

8 坪井上遺跡 (第61～66図)

①調査に至る経緯

令和3年4月23日付で賃貸住宅建設工事を目的とした照会のあった区域が、周知の埋蔵文化財包蔵地「坪井上遺跡」であったため、同日付で文化財保護法第93条の発掘の届出を受けた。

②調査内容

5月20日に試掘調査を実施した。トレンチは、工事予定区域に2本設定した。

第1号トレンチ 建設予定地東側に、幅1m、長さ13mのトレンチを設定した。地表面から90cmまで表土を除去したところで橙色ローム (Nt-I) の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、土坑4基、ピット1基、攪乱3か所を確認し、土器片42点が出土した。このうち8点を掲載する。確認された土坑4基はいずれも楕円形を呈し、付近の状況から縄文時代中期の所産と考えられる。ピットは径50cmである。

第2号トレンチ 建設予定地西側に、幅1m、長さ8mのトレンチを設定した。地表面から90cmまで表土を除去したところで橙色ローム (Nt-I) の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、土坑1基、攪乱4か所を確認し、土器片11点が出土した。このうち3点を掲載する。この土坑は楕円形を呈し、付近の状況から縄文時代中期の所産と考えられる。

③出土遺物 (第63・64図)

1 出土位置：第1号トレンチ 時代時期：縄文中期 器種：深鉢 口縁部 残存：5%以下 備考：外面横位隆帯。

2 出土位置：第1号トレンチ 時代時期：縄文中期 器種：深鉢 口縁部 残存：5%以下 備考：外面単節縄文LR、沈線2条。

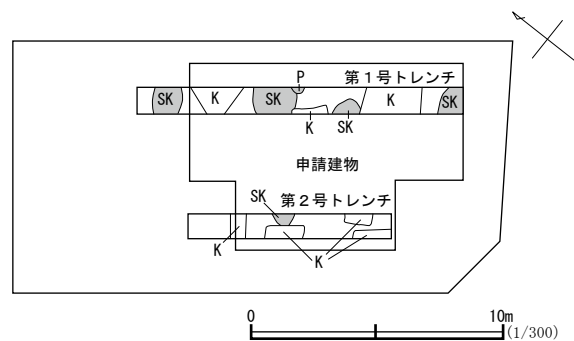
3 出土位置：第1号トレンチ 時代時期：縄文中期 器種：深鉢 胴部残存：5%以下 備考：外面縄文地文に沈線5条、灰褐色。

4 出土位置：第1号トレンチ 時代時期：縄文中期 器種：深鉢 口縁部 残存：5%以下 備考：波状口縁の波頂部、外面沈線1条。

5 出土位置：第1号トレンチ 時代時期：縄文中期 器種：深鉢 口縁部残存：5%以下 備考：外面2条の細隆帯により区画文を施文し、区画内に単節縄文RLを横位施文。波状口縁。



第61図 坪井上遺跡位置図



第62図 坪井上遺跡トレンチ図

6 出土位置：第1号トレンチ 時代時期：縄文中期 器種：深鉢 胴部 残存：5%以下
備考：外面縦位隆帯。

7 出土位置：第1号トレンチ 時代時期：縄文中期 器種：深鉢 胴部 残存：5%以下
備考：外面単節縄文LR。沈線3条と細隆帯2条で区画する。

8 出土位置：第1号トレンチ 時代時期：縄文中期 器種：深鉢 口縁部 残存：5%以下
備考：外面単節縄文LR。

9 出土位置：第2号トレンチ 時代時期：縄文中期 器種：深鉢 胴部 残存：5%以下
備考：外面単節縄文LR、沈線2条。

10 出土位置：第2号トレンチ 時代時期：縄文中期 器種：深鉢 胴部 残存：5%以下
外面単節縄文RL、沈線2条。

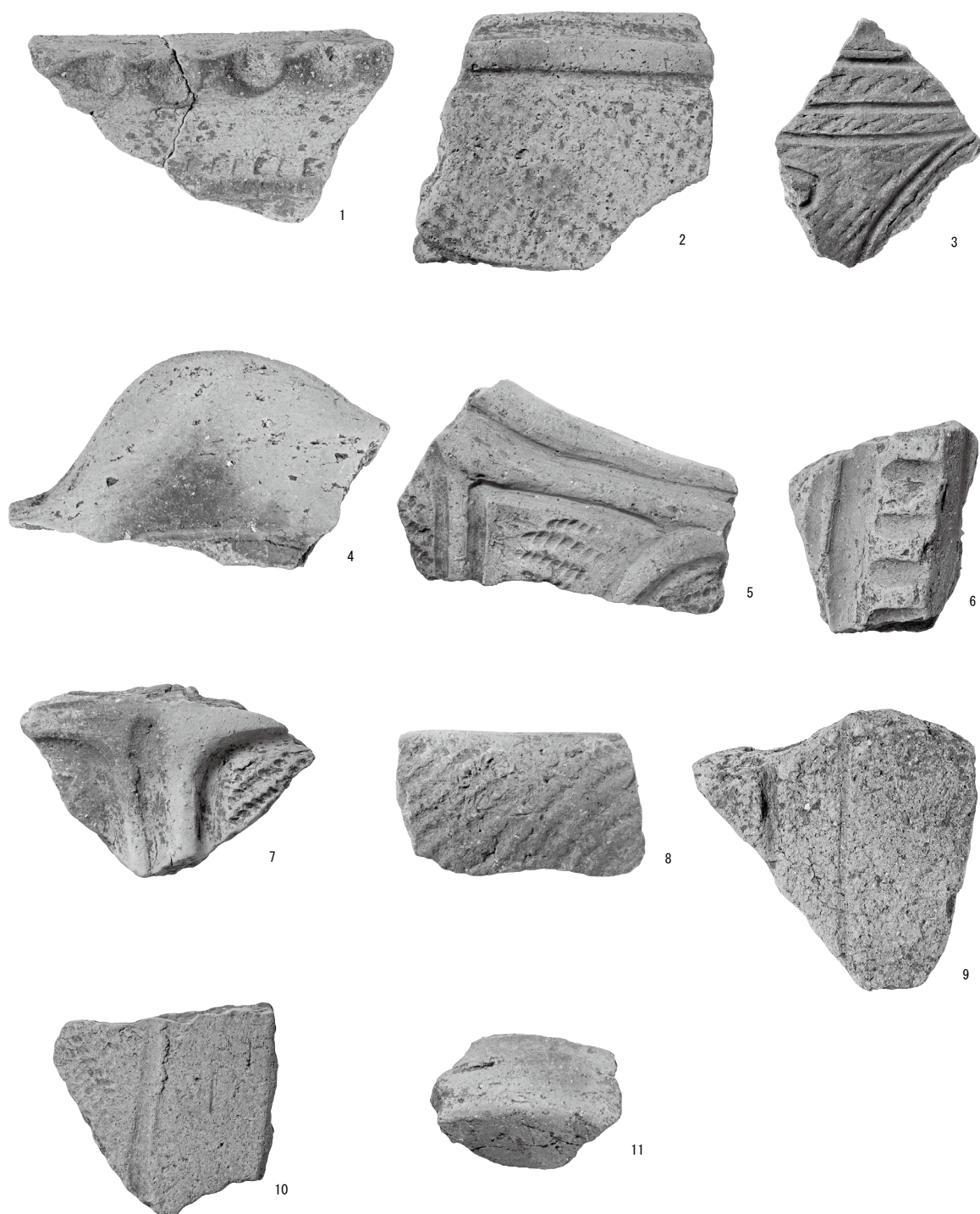
11 出土位置：第2号トレンチ 時代時期：縄文中期 器種：深鉢 体部～底部 残存：5%以下
法量：底径〔10.4〕cm、高さ〔2.5〕cm 備考：体部外面無文。

④取扱結果

調査において、遺構・遺物が確認され、集排水管については遺構の保護に係る協議を実施した。住宅建設予定地は地表面から約15cmの盛土をして、保護層を十分に確保できることから、開発にあたっては慎重工事でよいと判断し、5月30日付で県教育委員会へ意見書を提出した。その後、6月7日付で県教育委員会から慎重工事の通知があった。



第63図 坪井上遺跡出土遺物実測図



第64図 坪井上遺跡出土遺物写真



第65図 坪井上遺跡第1号トレンチ写真(南東から)



第66図 坪井上遺跡第2号トレンチ写真(南東から)

9 馬場先遺跡 (第67～72図)

①調査に至る経緯

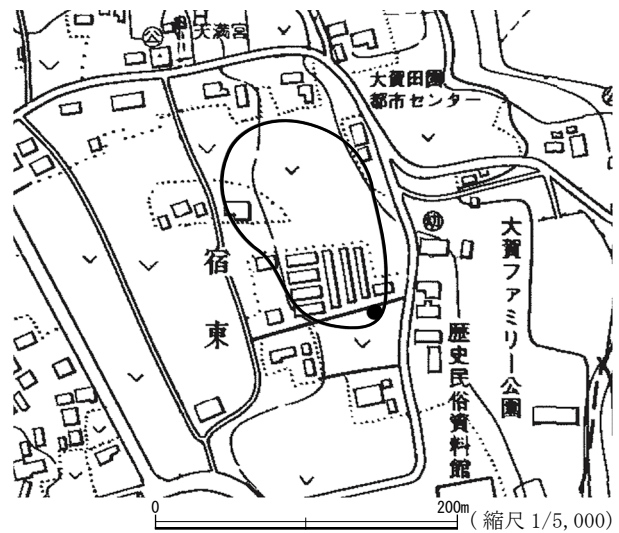
令和3年5月21日付で個人住宅建設工事を目的とした照会のあった区域が、周知の埋蔵文化財包蔵地「馬場先遺跡」であったため、同日付で文化財保護法第93条の発掘の届出を受けた。

②調査内容

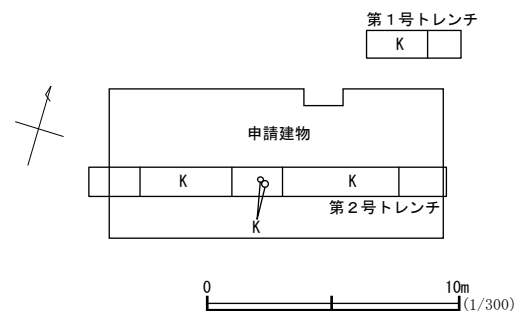
6月16日に試掘調査を実施した。トレンチは、工事予定区域に2本設定した。

第1号トレンチ 合併浄化槽予定地に、幅1m、長さ3.7mのトレンチを設定した。地表面から60cmまで表土を除去したところで橙色ローム (Nt-I) の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、廃材の埋め立てにより大部分が攪乱されていた。攪乱中から土器片7点が出土し、うち土師器1点を掲載する。遺構は確認できなかった。

第2号トレンチ 住宅建設予定地中央に、幅1m、長さ14mのトレンチを設定した。地表面から60cmまで表土を除去したところで橙色ローム (Nt-I) の堆積を確認したため掘削を止め、ここを試掘調査の確認面とした。確認面等を精査したところ、廃材の埋め立てにより大部分が攪乱されていた。柱穴とみられるものが2か所確認できたが、新しい炭等が覆土中で確認できたため、近世以降の所産であると判断した。遺構・遺物は確認できなかった。



第67図 馬場先遺跡位置図



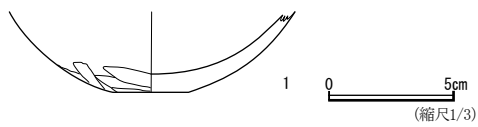
第68図 馬場先遺跡トレンチ図

③出土遺物（第69・70図）

1 出土位置：第1号トレンチの攪乱内 時代時期：古墳時代中期 種別：土師器 器種：埴
体部～底部 残存：5%以下 法量：底径〔3.0〕cm、高さ〔3.2〕cm

④取扱結果

調査において、攪乱中から土器片を確認したが、遺構は確認できなかった。出土した土器片から、当該地にかつて遺構があった可能性は高いが、予定地の大部分は攪乱されていると考えられるため、開発にあたっては慎重工事でよいと判断し、6月18日付で県教育委員会へ意見書を提出した。その後、6月28日付で県教育委員会から慎重工事の通知があった。



第69図 馬場先遺跡出土遺物実測図



第70図 馬場先遺跡出土遺物写真



第71図 馬場先遺跡第1号トレンチ写真(東から)



第72図 馬場先遺跡第2号トレンチ写真(東から)

第2章 その他の発掘調査

第1節 遺跡の周辺環境（第73図、第2表）

本章第2節1で報告する後三ヶ尻A遺跡（大073）は常陸大宮市上村田1650番ほかに所在し、同節2の下村田新屋遺跡（大157）は常陸大宮市下村田1898番ほかに所在する。両遺跡は、ともに久慈川との合流地点に近い玉川右岸にあるため、周辺環境についてはここで合わせて述べることとする。

1 地理的環境

常陸大宮市域の多くは、八溝山地の一部である鷲子山塊及びその周縁部の台地及び低地である。その周縁部は久慈川と那珂川によって分断されつつ南東に向かって沿岸部まで突出し、那珂台地を形成している。那珂台地はさらに玉川によって分断され、久慈川と挟まれた南北に長い舌状台地となっている玉川左岸と、河川沿いの低地と丘陵地で構成される玉川右岸とに分かれる。久慈川と玉川と市域のほぼ南東端で合流しており、両遺跡はこの合流地点に近い玉川右岸側に所在している。両遺跡のうち、上流側にある後三ヶ尻A遺跡は、その丘陵地の裾部付近の緩やかな起伏がある高台上にある。もう一方の下村田新屋遺跡は、谷津に区切られているが同じ丘陵上の、久慈川・玉川の合流地点周辺の低地に向かって伸びる舌状台地上にあり、縁辺部は河川によって浸食され切り立っている。

2 歴史的環境

市域には、二大河川である久慈川・那珂川、その支流の玉川・緒川といった主要河川が形成した河岸段丘と、それを切るように小河川が流れ込むことで形成された谷津が無数にある。このため、水利に恵まれ居住に適した台地が各所に存在し、旧石器時代以来、途切れることなく多くの遺跡が営まれてきた。両遺跡が所在する下村田・上村田地区は特に、久慈川と玉川の合流地点に近く、遺跡の分布密度が高い地域である。

旧石器時代の遺跡は、市内で7か所ほど確認されており、久慈川右岸山方地区の山方遺跡や那珂川左岸三美地区の赤岩遺跡などで発掘調査が行われている。現在のところ下村田・上村田地区の周辺では確認できていないが、今後新たに発見される可能性が十分にある場所である。

縄文時代になると、早期の住居跡が三美地区の中崎遺跡での発掘調査で確認されており、下村田・上村田地区でも額山B遺跡（大077）から有舌尖頭器が、大宮自然公園遺跡（大044）からは縄文時代早期の土器が採集されている。前期の土器は北村田遺跡（大017）や石沢ホリ内遺跡（大146）で採集されており、泉坂下遺跡（大120）の調査でも土器が出土している。中期には遺跡数が増大し、市内域に多くの集落が営まれるようになったことがわかる。中でも久慈川と玉川の合流地点近くの台地先端部に形成された坪井上遺跡（大005）では、ヒスイ製大珠8点をはじめとした大量の土器や石器を伴う大集落が確認されており、市を代表する遺跡となっている。また、後・晩期の遺構・遺物は泉坂下遺跡や那珂川左岸の小野天神前遺跡の調査で大量に出土している。

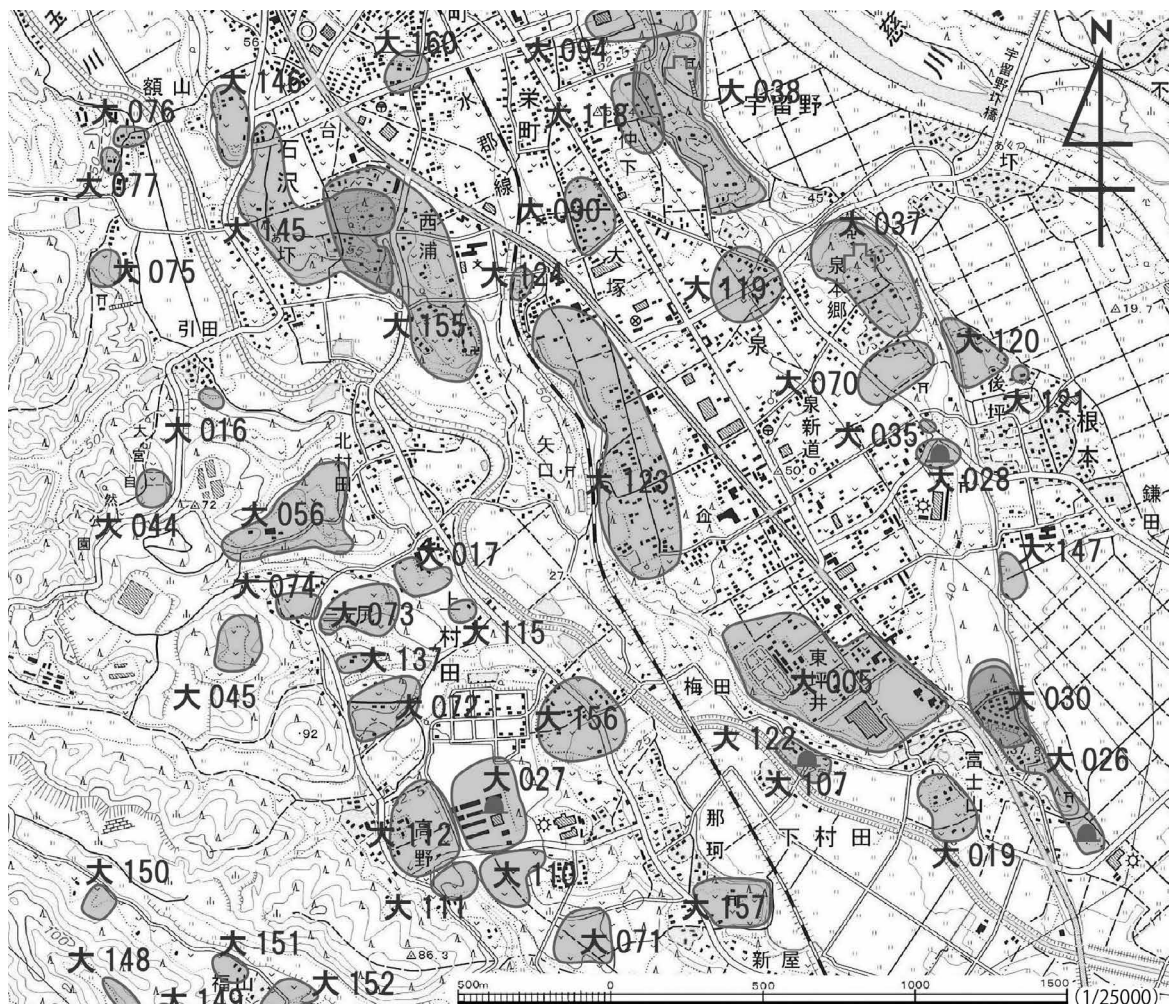
弥生時代は、中期の再葬墓遺跡として小野天神前遺跡と泉坂下遺跡、山方地区の中台遺跡が知られている。とりわけ泉坂下遺跡は、平成18年の発掘調査で人面付土器が出土し、同29年に遺跡と出土品がともに国の指定を受けたことで広く知られることになった。また、令和元年には長倉

地区の宿尻遺跡から新たに再葬墓が発見され、同2、4年に中台遺跡、同3年に小野天神前遺跡が発掘調査されるなど、さらなる盛り上がりを見せている。しかし、再葬墓と同時期の住居跡等の生活痕跡は未だ発見されていない。後期以降になると、十王台式土器を伴う住居跡が各所で確認できるようになる。市内の弥生時代の遺跡のうち、再葬墓が発見された4遺跡以外は、おおよそこの時期のものになる。小祝地区の梶巾遺跡や上岩瀬富士山遺跡(大030)の出土品など、当地域で出土する十王台式土器群は優品が多くあり、茨城県内における重要資料となっている。

古墳時代の遺跡は、両遺跡がある久慈川と玉川の合流地点近くに比較的多く分布している。玉川右岸の一騎山古墳群(大027)は、埴輪や鉄剣、装飾品など貴重な出土品が発見されている市を代表する古墳である。また、同右岸の下村田新屋遺跡では、神社の社殿が古墳の墳丘らしき高まりの上に建てられていることを平成28年の現地踏査で確認した。一方、左岸の富士山古墳群には、台地先端部から低地にかけて前期～後期の古墳が点在している。この時代の集落跡は、上村田江ノ上遺跡(大156)、坪井上遺跡、西坪井遺跡(大019)などで確認されており、台地上及び低地に集落が形成されていたことがわかる。

奈良・平安時代には、市内全域で集落数が増大する。上村田地区の小中遺跡(大056)や上宿上坪遺跡(大094)のほか、発掘された遺跡の多くがこの時代の遺構・遺物で占められている。

中世になると、この地域には非常に多くの城館が築かれ、50箇所以上で廓や土塁などの遺構を現在も見る事ができる。久慈川右岸では前小屋館跡(大037)、宇留野城跡(大038)、部垂城跡の三城が並び、玉川左岸の石沢台遺跡(大145)、石沢館跡(大155)でも溝や土坑が確認されている。(中林)



第73図 下村田・上村田地区周辺遺跡分布図

第2表 下村田・上村田地区周辺遺跡一覧表

遺跡番号(大)	遺跡名	種類	旧石	縄文	弥生	古墳	奈平	中世	近世	遺跡番号(大)	遺跡名	種類	旧石	縄文	弥生	古墳	奈平	中世	近世
005	坪井上遺跡	集落跡		○	○	○	○			110	堂山B遺跡	集落跡					○		
016	引田前遺跡	集落跡					○			111	高野A遺跡	集落跡					○		
017	北村田遺跡	集落跡		○			○	○		112	高野B遺跡	集落跡					○		
019	西坪井遺跡	集落跡			○	○	○			115	北村田B遺跡	集落跡					○	○	
026	富士山古墳群	古墳群				○				118	仲下遺跡	集落跡		○		○	○	○	
027	一騎山古墳群	古墳群				○	○			119	駄木所遺跡	集落跡					○		
028	根本古墳群	古墳群				○				120	泉坂下遺跡	集落跡		○	○	○	○	○	
030	上岩瀬富士山遺跡	集落跡			○	○	○			121	根本後坪遺跡	集落跡					○		
035	根本遺跡	集落跡					○			122	念仏塚遺跡	集落跡				○			
037	前小屋館跡	城館跡					○	○		123	上高作遺跡	集落跡		○			○		
038	宇留野城跡	城館跡						○		124	六丁遺跡	集落跡					○		
044	大宮自然公園遺跡	集落跡		○			○			137	前三ヶ尻B遺跡	集落跡					○		
045	萱峯遺跡	集落跡		○		○	○			145	石沢台遺跡	集落跡		○			○	○	○
056	小中遺跡	集落跡					○			146	石沢ホリ内遺跡	集落跡		○	○		○		
070	春日神社前遺跡	集落跡				○	○			147	根本向井坪遺跡	集落跡				○	○	○	
071	堂山A遺跡	集落跡			○	○	○			148	小場ヘグリ遺跡	集落跡					○		
072	前三ヶ尻A遺跡	集落跡		○			○			149	小場上平遺跡	集落跡					○		
073	後三ヶ尻A遺跡	集落跡					○			150	小場仲戸遺跡	集落跡					○		
074	後三ヶ尻B遺跡	集落跡		○			○	○		151	小場寺前遺跡	集落跡					○		
075	熊の石遺跡	集落跡					○			152	小場中平遺跡	集落跡					○		
076	額山A遺跡	集落跡					○			155	石沢館跡	城館跡						○	
077	額山B遺跡	集落跡		○			○			156	上村田江ノ上遺跡	集落跡				○	○		
090	大塚遺跡	集落跡		○			○			157	下村田新屋遺跡	集落跡			○	○	○		
094	上宿上坪遺跡	集落跡		○		○	○	○		160	栄町羽金堂遺跡	集落跡		○			○		
107	念仏塚	経塚							○										

参考文献

井上義安他 1979『富士山遺跡調査報告書I』大宮町教育委員会

大宮町教育委員会 1988『上村田小中遺跡』大宮町教育委員会

瓦吹堅他 1995『町村合併40周年記念特別展 大宮の考古遺物—那珂・久慈の清流に育まれた大宮町の先史・古代—』大宮町歴史民俗資料館

高根信和 1974『常陸一騎山』大宮町教育委員会

千種重樹 1999『坪井上遺跡』坪井上遺跡発掘調査会

第2節 調査の結果

1 後三ヶ尻A遺跡（第74～84図、第3・4表）

（1）調査に至る経緯

本発掘調査は、個人住宅建設工事に伴う事前調査である。

令和2年3月26日、同工事予定地内における埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについての照会がなされた。同工事予定地は、周知の埋蔵文化財包蔵地「後三ヶ尻A遺跡」内であるため、同日に文化財保護法第93条第1項の規定により埋蔵文化財発掘の届出の提出を受けた。

4月16日、常陸大宮市教育委員会は試掘調査を実施した。試掘調査はトレンチ方式で行い、調査の結果、中世の溝及びピット等が確認され、中世の集落跡が所在することが判明した。試掘調査の結果により協議を行なったところ、個人住宅建設工事の必要性により計画変更が困難なことから、工事着手前に記録保存のための発掘調査を実施することの合意が得られた。埋蔵文化財発掘の届出については、その協議結果に基づいて常陸大宮市教育委員会から茨城県教育委員会へ進達した。

7月8日、茨城県教育委員会から発掘調査を実施する旨の通知を受けた。発掘調査については、この通知を受けた協議により常陸大宮市教育委員会が実施することになり、9月14日から同月23日まで実施した。（吹野）

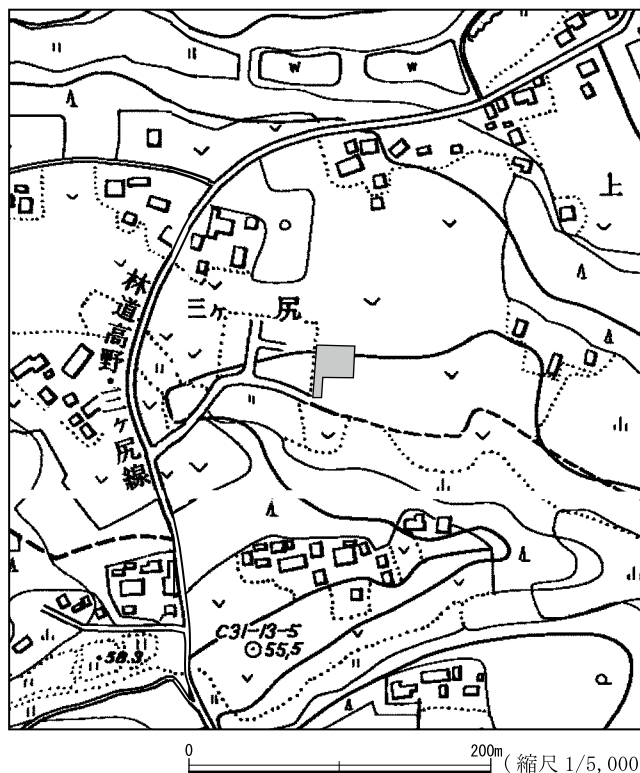
（2）調査の経過

9月14日（月）曇。 機材を搬入し、調査区を設定する。重機による表土除去に並行して、遺構確認の作業を行なう。

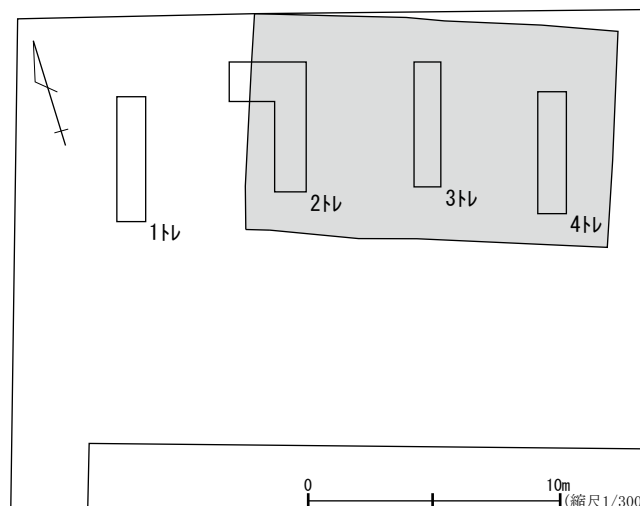
9月15日（火）晴時々曇。 午前は遺構確認の作業。確認状況を撮影、略測図を作成して遺構番号を付す。第1号溝状遺構（SD1）とその北側に分布する土坑・ピットを半截して掘り込む。

9月16日（水）曇。 SD1は土層観察のベルトを残してほぼ完掘。SD1北側の土坑・ピットについて土層堆積の断面図を作成した。SD1南側のピットを半截して掘り込む。

9月17日（木）晴時々曇。 SD1とその北側の土坑・ピットについて平面図を作成。SD1南側の



第74図 後三ヶ尻A遺跡の調査区



第75図 後三ヶ尻A遺跡の試掘トレンチと調査区



第76図 調査区の地形と地質(南方向から)

ピットについて土層堆積の断面図を作成し、掘り込む。

9月18日(金) 晴、酷暑。全ての遺構を完掘し撮影、調査区内の平面図及び東壁土層堆積の断面図を作成。調査区位置の測量を行なう。機材撤収の準備をして調査を終了した。

9月23日(水) 晴。重機による調査区の埋め戻し。仮原点へ標高を移動した。

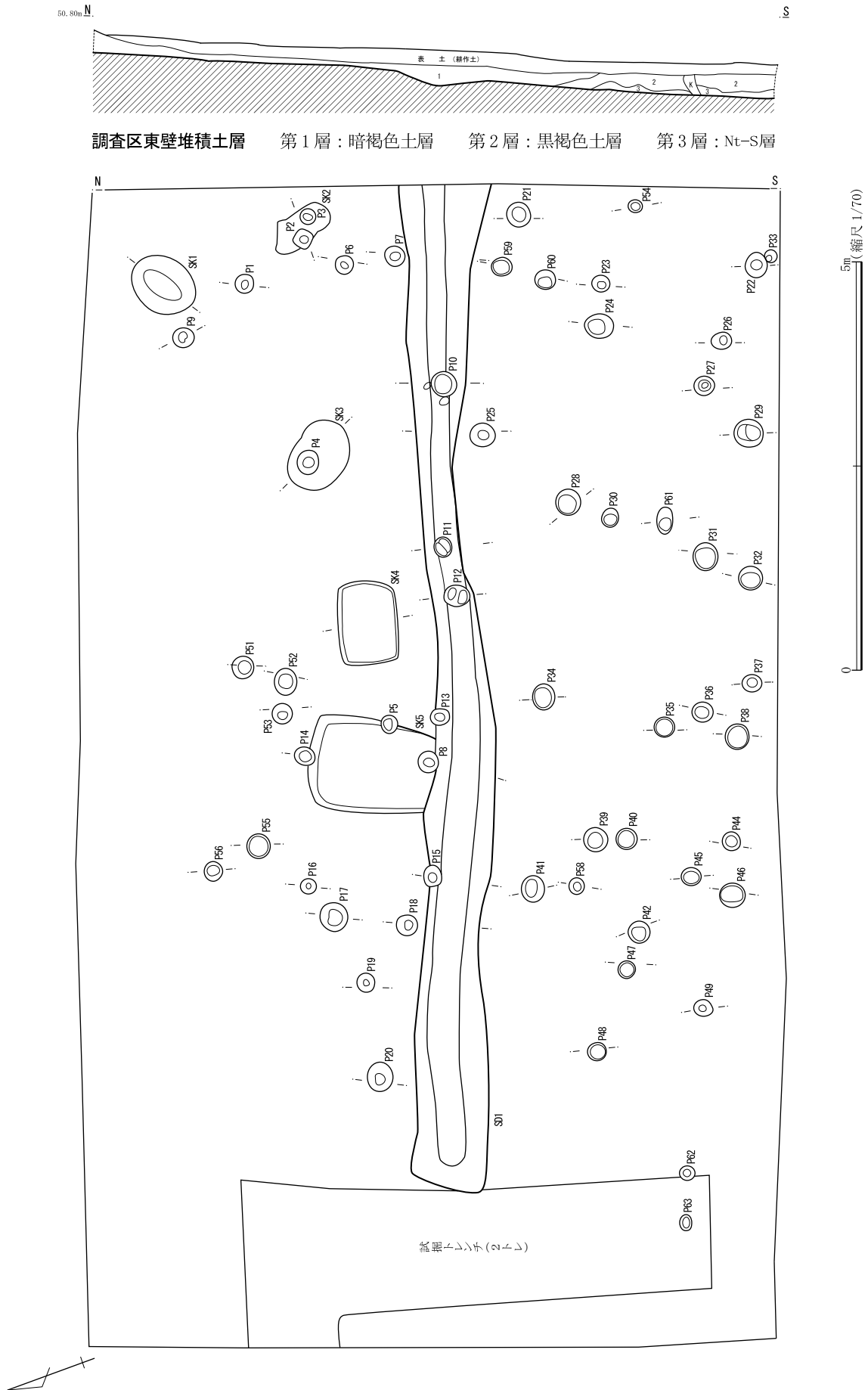
(3) 調査区の地形と地質

調査区は、後三ヶ尻A遺跡が立地する台地の南側斜面に位置している。現況は平坦で緩やかな斜面となっているが、北側の台地平坦面とは段差があり、耕作地の整地のために削平を受けている。発掘調査では、重機で表土を除去しローム層上面相当を遺構確認面とした。その地面には、橙色の今市スコリア(Nt-I)が露出する部分、淡褐色の七本桜スコリア(Nt-S)が露出する部分、同じ垂直位置で第2層とした黒褐色土が堆積する部分がある(第76図)。これらの位置関係からは、黒褐色土の下位が谷底となる更新世の谷地形が埋没していることが考えられた。この谷地形は南側の谷津に向かい下刻されたものである。谷頭付近と見られる北側延長線上の耕作地では、作物の生育が不良な部分が観察された。埋没谷に厚く堆積した今市・七本桜スコリアの滞水性が低いことから、これが作物の生育を妨げたのであろう。遺跡が形成された古代・中世には、この谷地形は既に埋没していたと見られる。

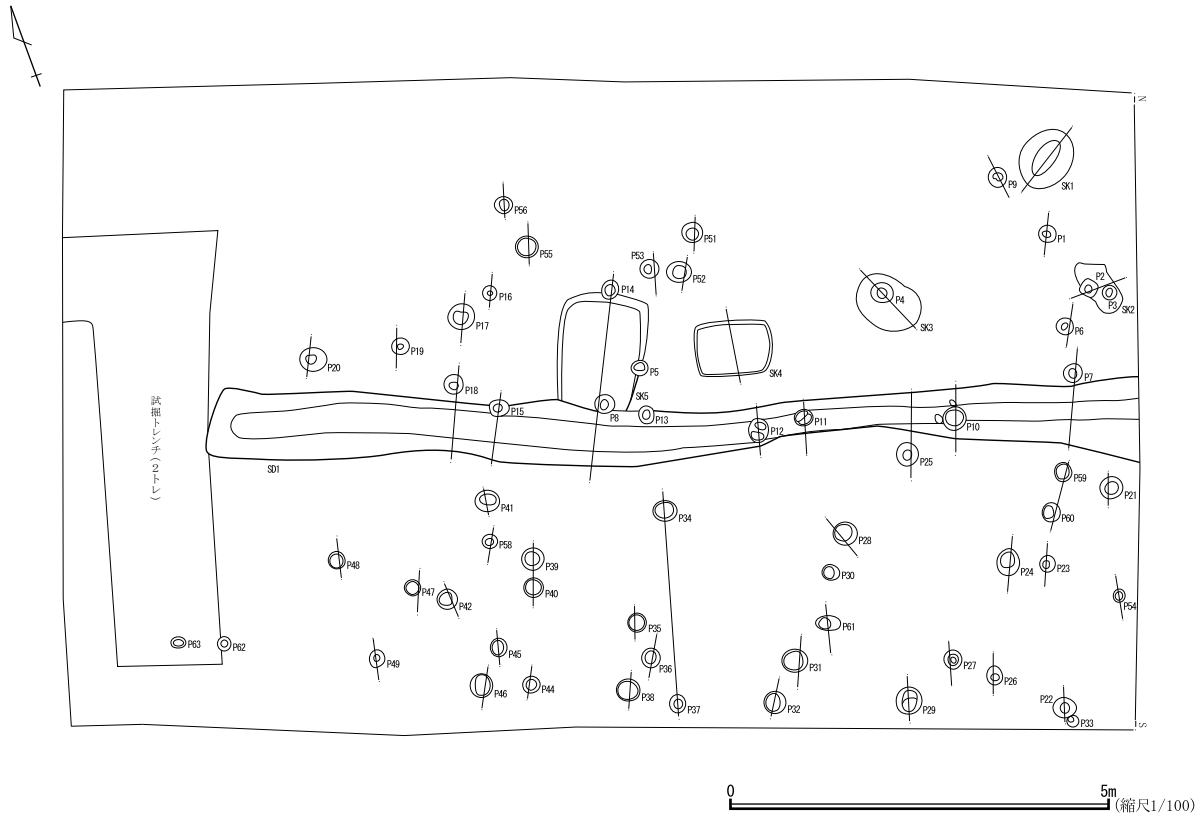
(4) 検出された遺構

南北8m・東西14mほどの長方形に設定した面積135㎡の調査区から、溝状遺構1基(SD1)、土坑5基(SK1～5)、ピット60基(P1～42・44～49・51～56・58～63、P43・50・57は欠番)が検出された。

第2章 その他の発掘調査



第77図 後三ヶ尻 A 遺跡遺構実測図 (1)



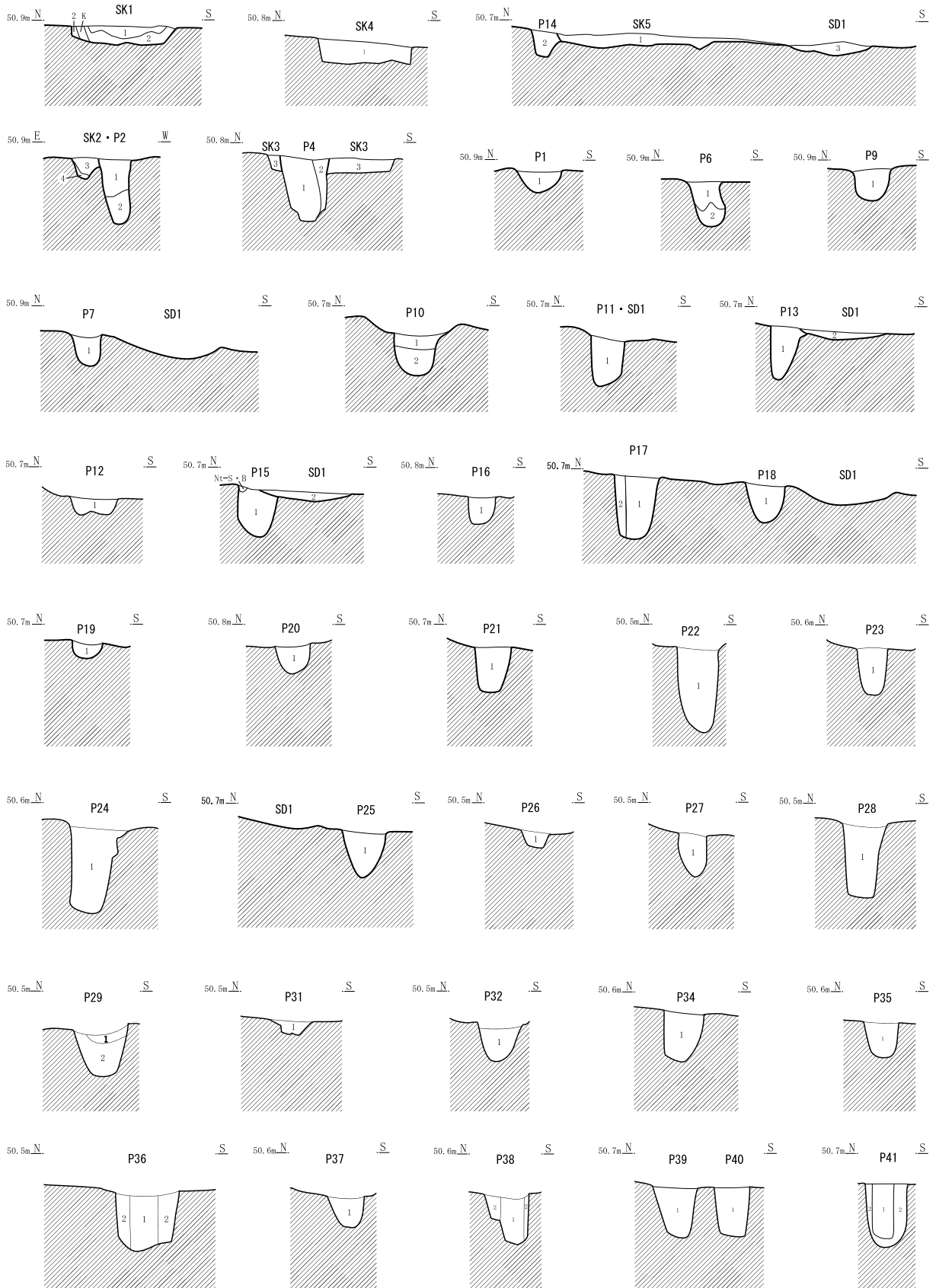
第78図 後三ヶ尻 A 遺跡遺構セクションライン

第1号溝状遺構 (SD1) 試掘3・4トレンチにおいて検出され、溝状遺構の存在が推定されていた。発掘調査では、試掘2トレンチの東側に接して西端部が検出され、調査区東壁まで連続する12mほどが露出した(第77図)。確認面での幅は、最大値が東壁付近の1.1m、最小値が0.4mである。確認面からの深さは10cm前後と浅い。重複関係が観察できたのはP13・15で、P13・15が旧くSD1が新しい(第79図)。覆土中からは、古代の土師器破片も出土したが、試掘3トレンチで検出された内耳鍋(第81図7)により、中世以降に形成されたものと考えられる。

土坑 (SK1～5) 土坑には、平面形態が楕円形(SK1・3)、略長方形(SK4・5)、不整形(SK2)の3つが見られた(第77図)。確認面からの深さは全て30cmに満たず浅い(第79図)。ピットとの重複関係が観察できたのはSK2・3・5の3基で、SK2・3は土坑が旧くピットが新しい。対して、SK5は、ピットが旧く土坑が新しい。略長方形のSK4・5の覆土中からは、古代の土師器(第81図1)・須恵器(3)が出土しており、この2基については平安時代以降に形成されたものと考えられる。各土坑の計測値については第3表を参照されたい。

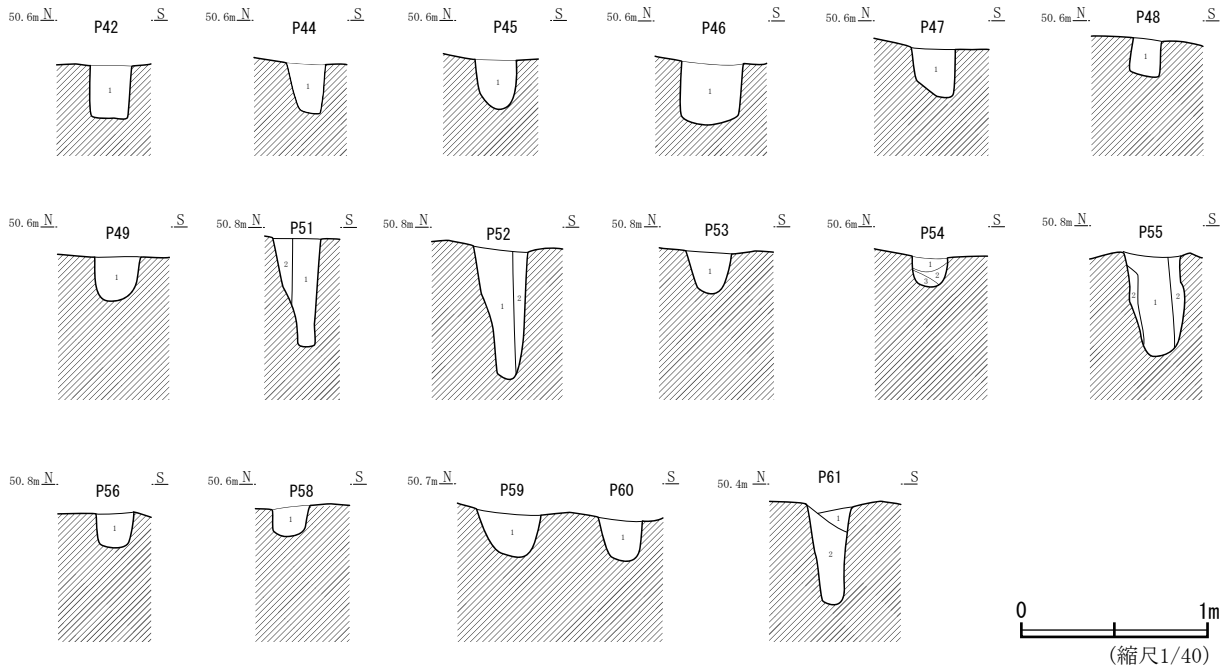
ピット (P1～42・44～49・51～56・58～63) ピットの平面形態はP2が隅丸方形、P61が倒卵形、ほとんどは長軸が30cm前後の円形である。確認面からの深さは20cm以下(1類)が11基、21～40cm(2類)が34基、41～60cm(3類)が10基、61cm以上(4類)が5基で、半数以上が3類の深さということになる。P4・17・36・38・41・51・52・55には、覆土に柱痕と考えられる土層が識別されており、これらは2・3・4類のピットに相当する。柱が丸材であれば、その直径は15～20cmと推定され、柱の周囲は今市・七本桜スコリア混じりの土で固く埋められている。重複関係が土坑より新しいP2・4は、深さ50cm前後の3類、土坑より古いP14の深さ22cmは2類の中でもかなり1類に近い。2～4類にはなんらかの施設を構成した柱穴が想定され、P13を含む施設に

第2章 その他の発掘調査



0 1m (縮尺1/40)

第79図 後三ヶ尻 A 遺跡遺構実測図(2)



第80図 後三ヶ尻 A 遺跡遺構実測図(3)

SK1堆積覆土 (第79図)

第1層:暗褐色土層 (Nt-I・S粒, 炭化粒を含む 締まり有り)
 第2層:橙黒褐色土層 (第1層土がモザイク状に混じる Nt-I
 ブロックを多量に含む 締まり有り)

SK2・P2堆積覆土 (第79図)

第1層 (P2):暗褐色土層 (Nt-S ブロック, Nt-I・S 粒を含む
 締まり無し)
 第2層 (P2):暗褐色土層 (Nt-Iブロックを含む 締まり無し)
 第3層 (SK2):黒褐色土層 (Nt-I・S 粒を含む 締まり有り)
 第4層 (SK2):黒褐色土層 (Nt-S ブロックを含む 締まり有り)

SK3・P4堆積覆土 (第79図)

第1層 (P4):暗褐色土層 (Nt-I・S 粒, Nt-I ブロックを少量含
 む 締まり無し)
 第2層 (P4):橙色土層 (Nt-I ブロックを多量に含む 締まり有り)
 第3層 (SK3):暗褐色土層 (Nt-S ブロック, Nt 粒を含む含む
 締まり有り)

SK4堆積覆土 (第79図)

第1層:褐色土層 (黒褐色土ブロック, Nt-S ブロックを含む
 締まり有り)

SK5・P14・SD1堆積覆土 (第79図)

第1層 (SK5):暗褐色層 (Nt-S ブロックを多量に含む 締ま
 りやや無し)
 第2層 (P14):暗褐色土層 (Nt 粒を含む 締まり無し)
 第3層 (SD1):暗褐～褐色土層 (Nt-S 粒を多量に含む 締ま
 り有り)

P1堆積覆土 (第79図)

第1層:暗褐色土層 (Nt-I・S 粒を含む 締まり有り)

P6堆積覆土 (第79図)

第1層:暗褐色土層 (Nt-I・S 粒を含む 締まり有り)
 第2層:暗褐色土と Nt-I・S ブロックの混合層 (締まり有り)

P7堆積覆土 (第79図)

第1層:暗褐色土層 (Nt 粒を少量含む 締まりやや無し)

P9堆積覆土 (第79図)

第1層:暗褐色土層 (Nt-I・S 粒を含む 締まり有り)

P10堆積覆土 (第79図)

第1層:褐色土層 (Nt-I・S 粒を少量含む 締まり有り)
 第2層:暗褐色土層 (Nt-I 粒を多量に含む 締まりやや無し)

P11堆積覆土 (第79図)

第1層:暗褐色土層 (Nt-S ブロックを含む 締まりやや無し)

P12堆積覆土 (第79図)

第1層:注記欠落

P13・SD1堆積覆土 (第79図)

第1層 (P13):暗褐色層 (Nt-S ブロック・粒を含む 締ま
 りやや無し)
 第2層 (SD1):暗褐～褐色土層 (Nt-S 粒を多量に含む 締ま
 り有り)

P15・SD1堆積覆土 (第79図)

第1層 (P15):暗褐色土層 (Nt 粒を含む 締まり有り)
 第2層 (SD1):褐色土層 (Nt-S 粒を多量, Nt-I 粒を少量含む
 締まり有り)

P16堆積覆土 (第79図)

第1層:暗褐色土層 (Nt ブロック・粒を少量含む 締まり無し)

P17・P18堆積覆土 (第79図)

第1層 (P17):暗褐色土層 (Nt 粒を少量含む 締まり無し)
 第2層 (P17):褐色土層 (Nt ブロックを多量に含む 締ま
 り有り)

第1層 (P18):暗褐色土層 (Nt-S ブロックを多量に含む 締
 まり有り)

P19堆積覆土 (第79図)

第1層:褐～暗褐色土層 (Nt 粒を多量に含む 締まり有り)

P20堆積覆土 (第79図)

第1層:褐～暗褐色土層 (Nt 粒を含む 締まり有り)

第2章 その他の発掘調査

- P21堆積覆土** (第79図)
第1層：暗褐色土層 (Nt 粒を少量含む 締まりやや無し)
- P22堆積覆土** (第79図)
第1層：暗褐色土層 (Nt 粒を少量含む 締まり無し 柱痕)
- P23堆積覆土** (第79図)
第1層：暗褐色土層 (Nt-I・S ブロックを少量含む 締まり有り)
- P24堆積覆土** (第79図)
第1層：褐色土層 (Nt-I・S ブロックを少量含む 締まり無し)
- P25堆積覆土** (第79図)
第1層：暗褐色土層 (Nt 粒を含む 締まり有り)
- P26堆積覆土** (第79図)
第1層：暗褐色土層 (締まり有り)
- P27堆積覆土** (第79図)
第1層：暗褐色土層 (締まりやや無し)
- P28堆積覆土** (第79図)
第1層：暗褐色土と Nt ブロックの混合層 (締まり無し)
- P29堆積覆土** (第79図)
第1層：暗褐色土層 (締まり無し)
第2層：暗褐色土層 (Nt-I・S ブロックを含む 締まり無し)
- P31堆積覆土** (第79図)
第1層：暗褐色土層 (締まり有り)
- P32堆積覆土** (第79図)
第1層：暗褐色土層 (Nt-S ブロックを含む 締まり無し)
- P34堆積覆土** (第79図)
第1層：暗褐色土層 (Nt-S ブロックを少量含む 締まり無し)
- P35堆積覆土** (第79図)
第1層：暗褐色土層 (締まり有り)
- P36堆積覆土** (第79図)
第1・2層：注記欠落
- P37堆積覆土** (第79図)
第1層：暗褐色土層 (Nt-S ブロックを少量含む 締まり無し)
- P38堆積覆土** (第79図)
第1層：暗褐色土層 (Nt-S ブロックを含む 締まり無し)
第2層：暗褐色土と Nt-S ブロックの混合層 (締まり有り)
- P39堆積覆土** (第79図)
第1層：暗褐色土層 (Nt-I・S ブロックを含む 締まりやや無し)
- P40堆積覆土** (第79図)
第1層：暗褐色土層 (Nt-S ブロック・粒を含む 締まり有り)
- P41堆積覆土** (第79図)
第1層：暗褐色土層 (Nt-I・S ブロックを含む 締まり無し)
第2層：褐色土と Nt-I・S ブロックの混合層 (締まり有り)
- P42堆積覆土** (第80図)
第1層：暗褐色土層 (Nt-S 粒を含む 締まり有り)
- P44堆積覆土** (第80図)
第1層：暗褐色土層 (締まり有り)
- P45堆積覆土** (第80図)
第1層：暗褐色土層 (Nt-S 粒を多量含む 締まり有り)
- P46堆積覆土** (第80図)
第1層：暗褐色土と Nt-S ブロックの混合層 (締まり無し)
- P47堆積覆土** (第80図)
第1層：暗褐色土層 (Nt-I ブロックを含む 締まり無し)
- P48堆積覆土** (第80図)
第1層：暗褐色土層 (Nt 粒を含む 締まり有り)
- P49堆積覆土** (第80図)
第1層：暗褐色土層 (Nt 粒を含む 締まり無し)
- P51堆積覆土** (第80図)
第1層：暗褐色土層 (Nt-S ブロック・粒を含む 締まり無し)
第2層：暗褐色土層 (Nt-S ブロックを含む 締まり有り)
- P52堆積覆土** (第80図)
第1層：暗褐色土層 (Nt-S ブロックを含む 締まり無し)
第2層：暗褐色土層 (Nt-S ブロックを含む 締まり有り)
- P53堆積覆土** (第80図)
第1層：暗褐色土層 (Nt-S ブロック・粒を少量含む 締まり有り)
- P54堆積覆土** (第80図)
第1層：暗褐色土層 (締まり有り)
第2層：褐色土層 (Nt 粒を多量に含む 締まり有り)
第3層：橙色土層 (Nt-I ブロック 締まり有り)
- P55堆積覆土** (第80図)
第1層：暗褐色土層 (Nt-S ブロック・粒を少量含む 締まり無し)
第2層：褐色土層 (Nt-S ブロック・粒を多量に量含む 締まり有り)
- P56堆積覆土** (第80図)
第1層：暗褐色土層 (Nt 粒を含む 締まり有り)
- P58堆積覆土** (第80図)
第1層：黒褐色土層 (Nt-I ブロックを含む 締まり有り)
- P59堆積覆土** (第80図)
第1層：暗褐色土層 (Nt 粒を含む 締まり無し)
- P60堆積覆土** (第80図)
第1層：暗褐色土層 (Nt-I ブロックを含む 締まり無し)
- P61堆積覆土** (第80図)
第1層：暗褐色土層 (締まりやや無し)
第2層：褐色土層 (ほぼ Nt-S ブロックの堆積 黒褐色土がブロック状に混じる 締まり無し)

は、SD 1 の掘削以前という年代が与えられることになる。覆土中から古代の土師器・須恵器が出土したピットもあるが、いずれも細片か損傷の多い破片で、二次的に埋没したものと考えられた。P24からは陶器の破片も出土しており、柱穴群が構成した施設の年代は、中世以降に求められることになろう。各ピットの計測値については第4表を参照されたい。(鈴木)

第3表 後三ヶ尻A遺跡土坑(SK)一覧表

番号	平面形	規模			遺物	備考
		長軸 (cm)	短軸 (cm)	深さ (cm)		
SK1	楕円形	84	66	14		
SK2	不定形	80	44	26		SK2→P2・3
SK3	楕円形	90	66	21		SK3→P4
SK4	隅丸長方形	102	72	21	土器片	
SK5	隅丸長方形	156	116	16	土器片	P14→SK5

第4表 後三ヶ尻A遺跡ピット(P)一覧表

番号	平面形	規模			遺物	備考
		長軸 (cm)	短軸 (cm)	深さ (cm)		
1	円形	23	23	19	土器片	
2	隅丸方形	26	26	54		SK2→P2
3	円形	20	19	33		SK2→P3
4	円形	30	28	47		柱痕, SK3→P4
5	円形	23	21	24		SK5→P5
6	円形	24	23	36		
7	円形	26	25	31	土器片	
8	円形	27	24	16		SK5→P8
9	円形	26	25	23		
10	円形	32	32	40		SD1→P10
11	円形	26	22	51		SD1→P11
12	円形	32	26	16		SD1→P12
13	円形	24	20	40	炭化材	SD1→P13
14	円形	26	22	22		SK5→P14
15	円形	28	23	39	土器片	SD1→P15
16	円形	20	19	25		
17	円形	34	34	43	土器片	柱痕
18	円形	27	26	28		
19	円形	24	22	14		
20	円形	36	32	34	土器片	
21	円形	31	30	35		
22	円形	32	28	68		
23	円形	22	20	34		
24	円形	36	31	65	土器片, 陶器片	
25	円形	32	30	36		
26	円形	26	21	19		

番号	平面形	規模			遺物	備考
		長軸 (cm)	短軸 (cm)	深さ (cm)		
27	円形	25	25	41		
28	円形	33	30	70		
29	円形	36	34	42		
30	円形	24	20	19		
31	円形	34	30	15		
32	円形	30	30	28		
33	円形	16	16	22		
34	円形	32	28	43		
35	円形	26	26	28	土器片	
36	円形	26	25	23		柱痕
37	円形	25	22	30	土器片, 鉄片	
38	円形	32	30	38		柱痕
39	円形	30	30	38		
40	円形	26	26	35	土器片	
41	円形	35	28	47		柱痕
42	円形	28	26	30		
44	円形	22	22	30	土器片	
45	円形	25	22	31		
46	円形	32	30	36		
47	円形	22	22	35	土器片	
48	円形	23	22	24	土器片	
49	円形	23	18	36		
51	円形	28	26	62		柱痕
52	円形	32	28	76		柱痕
53	円形	25	25	24		
54	円形	18	16	16		
55	円形	31	30	57		柱痕
56	円形	24	22	22		
58	円形	24	21	18		
59	円形	26	24	29		
60	円形	26	25	23		
61	倒卵形	34	20	55		
62	円形	20	18	18		
63	円形	20	16	15		

* 43・50・57は欠番

(5) 古代の遺物

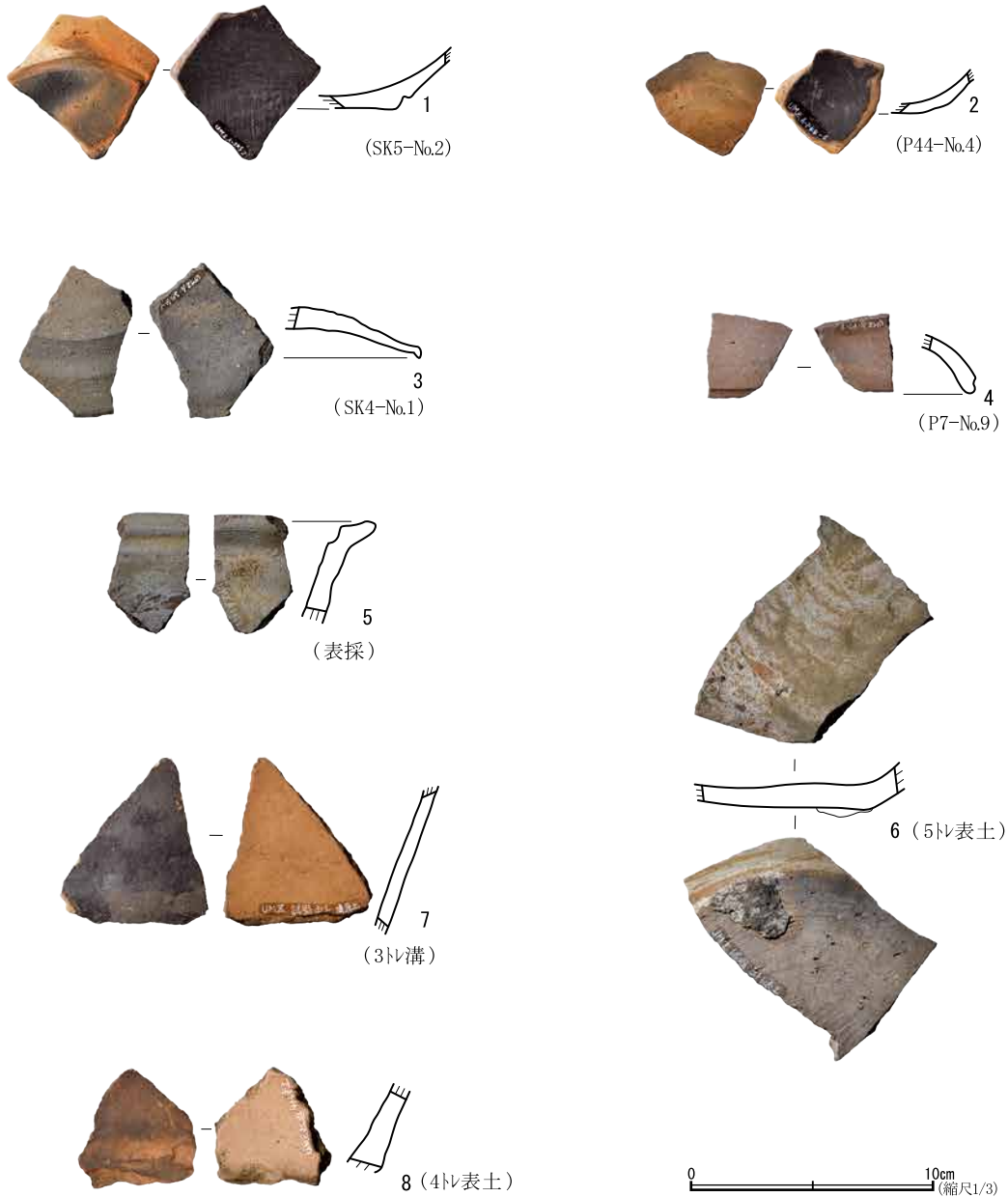
土坑・ピットの覆土中から出土した古代の土器片には、古墳時代と奈良・平安時代の土師器・須恵器がある(第81図1~4)。各土器の推定時期幅からみると、調査区外に7世紀後半と9世紀前半頃の住居跡が存在し、そこからの廃棄遺物が土坑・ピットに混入した可能性が考えられる。

1 材質：土師器 器種：椀 残存：底部10% 体部下半若干 法量：底径(5.2)cm 色調：外面底部暗褐色・黒色、外面体部明橙褐色、内面黒色 胎土：黒雲母細片多量、骨針微量 技法等：外面底部および体部回転ヘラ削り。内面ヘラミガキ(底部1方向)・黒色処理。体部下端に高台を表現したと考えられる段を形成している。備考：9世紀第2四半期頃と推定

2 材質：土師器 器種：杯 残存：底部20% 法量：底径(6.0)cm 色調：外面明褐色、内面黒色 胎土：黒雲母細片 技法等：底部外面回転ヘラ削りか。底部内面ヘラミガキ(底部1方向)・黒色処理。備考：9世紀第2四半期~第3四半期頃と推定

3 材質：須恵器 器種：有台杯蓋 残存：体部片 法量：— 色調：暗灰色 胎土：砂(白) 技法等：天井部外面回転ヘラ削り 備考：8世紀後半~9世紀前半

4 材質：須恵器 器種：杯蓋か 残存：口縁部片 法量：— 色調：灰色 胎土：細砂多量 技法等：口縁部外面に稜をもつ 備考：湖西産か。7世紀後半。(佐々木)



第81図 後三ヶ尻 A 遺跡の出土遺物

(6) 中世の遺物

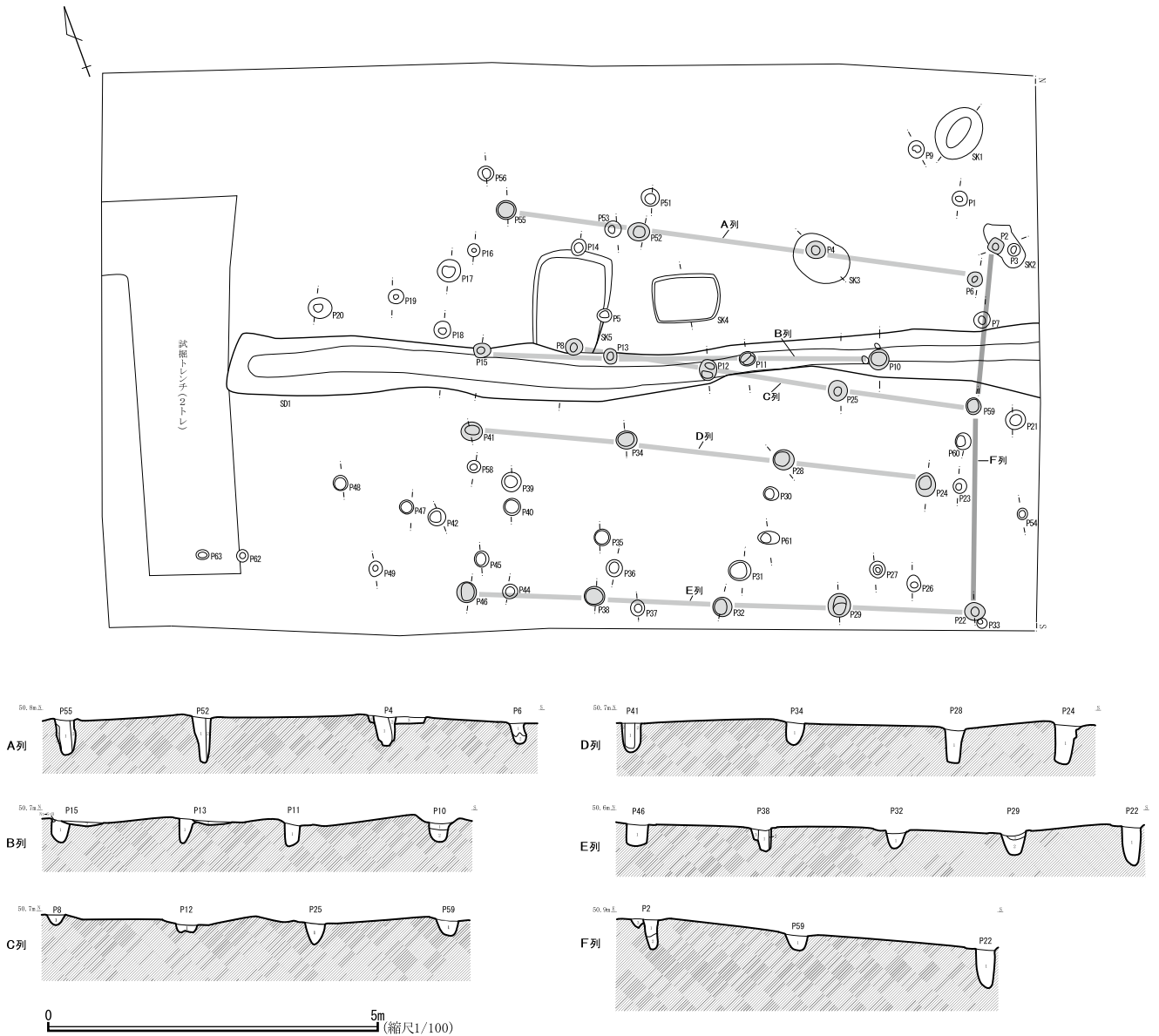
調査区内から出土した中世の遺物 4 点 (第81図5～8) について記載する。

5 古瀬戸灰釉折縁深皿の口縁部である。表面の釉薬は内外面共に大部分が剥がれている。口唇部の形状から古瀬戸後Ⅲ期 (15世紀前半) と考えられる。

6 古瀬戸灰釉深皿類の底部である。内底面にもかすかに釉薬が付着する。古瀬戸後期 (14世紀末～15世紀中葉) のものと考えられる。

7 同じく土師質土器内耳鍋の体部で、外面に煤が付着する。

8 土師質土器内耳鍋の体部で底部寄りに当たる。外面に煤の跡が残る。7・8共に15世紀後半から16世紀前半頃のものと考えられる。(比毛)



第82図 後三ヶ尻A遺跡調査区内に想定されるピットの配列

(7) 小括

後三ヶ尻A遺跡は、周知の遺跡として奈良・平安時代の集落跡が推定されてきた。今回の調査区は台地上の平坦面を中心とした遺跡の南側周縁部に相当する。住居跡は検出されなかったが、少量ながら遺物が出土し、土坑の中でも特に略長方形の土坑 (SK4・5) には当該期の遺構の可能性も考えられた。また、中世の遺物も出土し、溝状遺構や柱穴と推定されたピット群など、後三ヶ尻A遺跡に重複して形成された時代の一端が明らかにされた。

ピット群については、現地で篠竹を立て、直線的な並びとほぼ等しい間隔という視点から、施設を構成する柱穴の組み合わせについて検討した。その結果、A～E列という東西方向の並びと、F列という南北方向の並びが抽出された (第82図)。1類の深さのピットは含まず、2～4類の深さのピットで構成されている。これが中世の掘立柱建物跡であるのかについては、周囲の調査も含めた今後の検討が必要となろう。(鈴木)

(8) 調査地点周辺で確認された土塁状遺構について

令和2年、発掘調査地点周辺の現地踏査を実施したところ、竹林の中に土塁状の遺構を発見した。発掘調査で確認された遺構や遺物と関連する場合、中世に遡る可能性が考えられるため、以下に考察していきたい。

遺構の現況

今回発見した土塁状遺構は、発掘調査地点から東へ約100mの地点に所在する。遺構は2基存在し、遺構①と遺構②が約2～3mの間隔で連なる(第83図)。長さはそれぞれ①が東西に約10m、②が東西に約20mで、全体的にやや北西を向いている。高さは①②ともに約1.5mで、②の東端は南に向かって約3m屈折している。発掘調査地点周辺を踏査したところ、付近は高い土地で囲まれており、①②はいずれも北側の土地が高くなっていた。このことから、遺構は低い土地と高い土地の境界地点に設置されたと考えられる。また、②の南側には土塁の残欠らしき土盛りが残されており、別の土塁が南に伸びていた可能性が想定されるが、詳細は不明である。

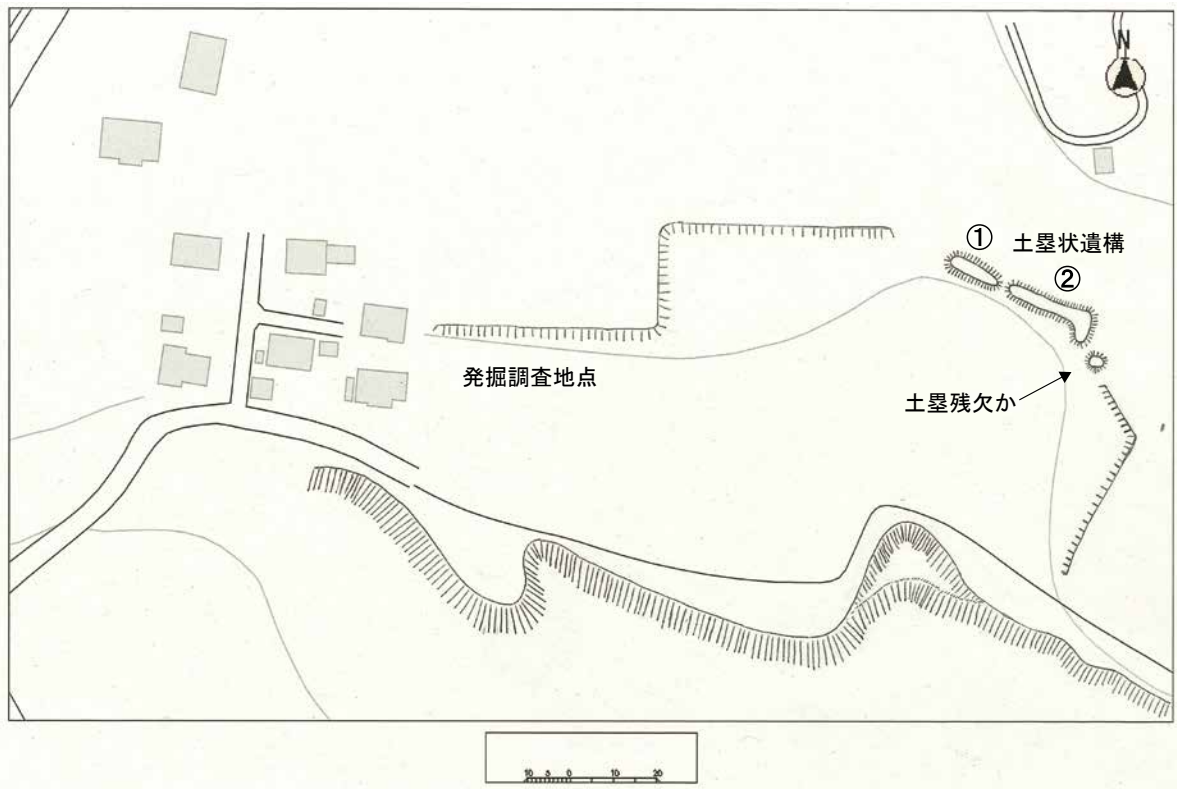
なお、遺構①②は南東に伸びる舌状台地のほぼ中央に位置しており、この台地縁辺には溝跡らしき掘削痕や、腰曲輪の可能性のある平場が複数発見されている。①②との関連性は不明だが、今回の調査で古瀬戸片をはじめとする中世の遺物が確認されたことから、居館のような施設が存在していたとも考えられる。

周辺環境と歴史

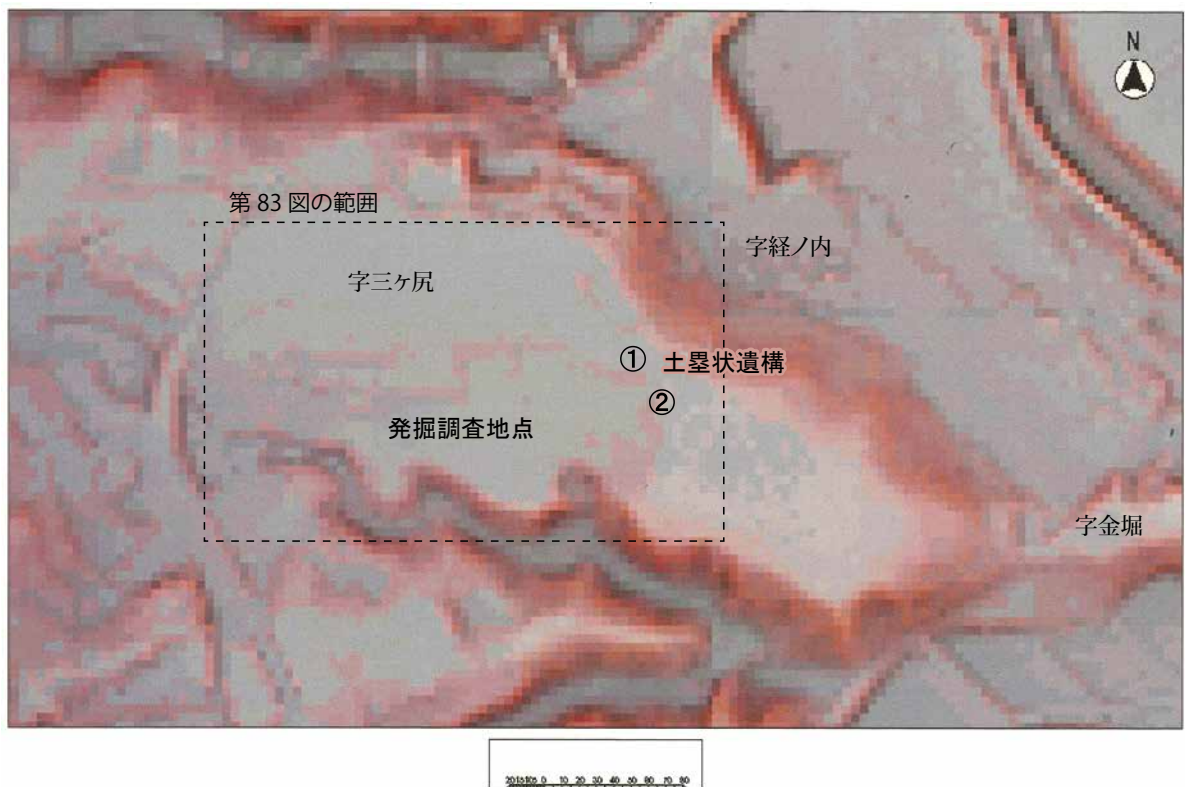
上村田地区は玉川の中流～下流に位置しており、古くから人々の生活が営まれてきた。特に小中遺跡では、平安時代に丈部と呼ばれる一族が使用したとされる「丈」の烙印が出土するなど、中央の豪族に関わるような一族が拠点としていた形跡が、発掘調査により確認されている。

古文書に上村田の地名が初出するのは南北朝時代のことであり、康安2年(1362)に佐竹義篤が作成した土地の譲状(「佐竹義篤譲状」)によると、庶子の松王丸(藤井義貫)に「久慈西上村田郷」を相続したことが記されている。このことから、14世紀後半の時点で上村田周辺は佐竹氏の所領となっていたことがうかがえる。また、明応年間(1492～1501)に作成された「領地違乱書付」という古文書に「三ヶ尻」の地名を確認することができる。この文書は佐竹の乱に乗じて侵犯された佐竹氏の所領を記録したものであり、周辺地域である加志村(現在の常陸大宮市富岡)や引田(現在の常陸大宮市若林)と併せて列挙されていることから、上村田の三ヶ尻を指すものと推定できる。領主に関しては言及されていないが、15世紀末の時点で三ヶ尻を拠点とする人物がいたことは確かであろう。その後、慶長7年(1602)に佐竹氏が秋田へ転封されるまで上村田は佐竹領として存続し、江戸時代以降は水戸藩領となった。

また、三ヶ尻周辺の小字名を調べると、北東に「経ノ内」、東に「金堀」といった小字を見ることができる。「経ノ内」は寺院跡、「金堀」は金などの鉱物資源に関連する地名と考えられており、実際に「金堀」では人工的に掘削されたような痕跡も確認されている。仮に中世まで遡るものであれば佐竹氏との関係を推測することができるが、残念ながら詳細は不明である。しかし、中世に遡る可能性のある遺構や地名が三ヶ尻付近に集中していることから、これらの関連性についても引き続き調査を進める予定である。(高橋)



第83図 発掘調査地点周辺の縄張図



第84図 発掘調査地点周辺の地形(国土地理院「赤色立体地図」より)

参考文献

大宮町史編さん委員会 1977『大宮町史』大宮町役場

2 下村田新屋遺跡（第85～88図）

（1）調査に至る経緯

本調査は、常陸大宮市教育委員会が埋蔵文化財の有無を確認するために実施したものである。

令和2年2月11日、太陽光発電設備設置工事予定地内における埋蔵文化財の所在の有無及びその取扱いについての照会がなされた。同工事予定地は周知の埋蔵文化財包蔵地「下村田新屋遺跡」内であるため、同月13日に文化財保護法第93条第1項の規定により埋蔵文化財発掘の届出の提出を受けた。（第85図）

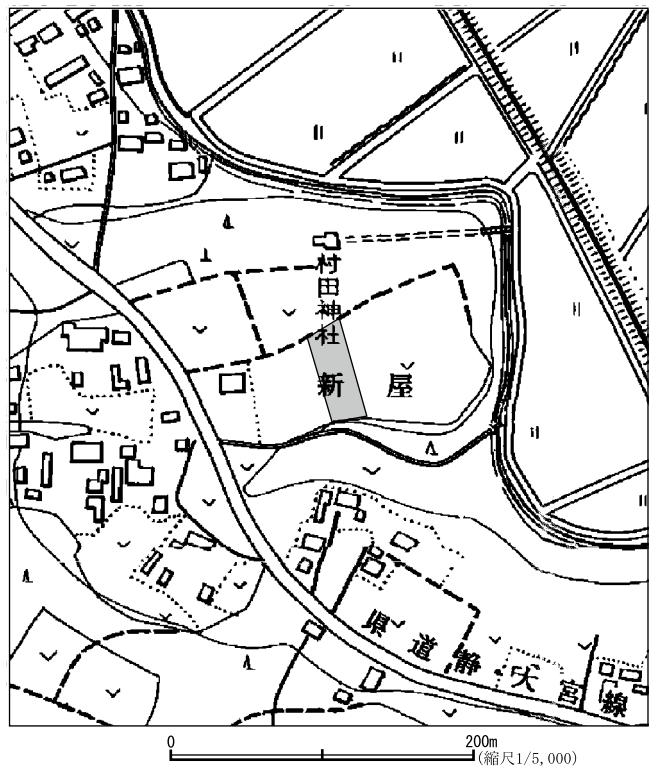
6月4日、常陸大宮市教育委員会は、工事計画の中にケーブル埋設工事があることから、試掘調査を実施した。試掘調査はトレンチ方式で行い、調査の結果、弥生時代後期の竪穴住居跡1軒と平安時代の竪穴住居跡2軒が確認され、弥生時代後期の竪穴住居跡から当該時期の良好な資料が出土した。（第86図）

なお、埋蔵文化財発掘の届出については、常陸大宮市教育委員会から茨城県教育委員会へ進達し、7月21日付けで茨城県教育委員会から常陸大宮市教育委員会が工事に立ち会うとの通知を受けた。（吹野）

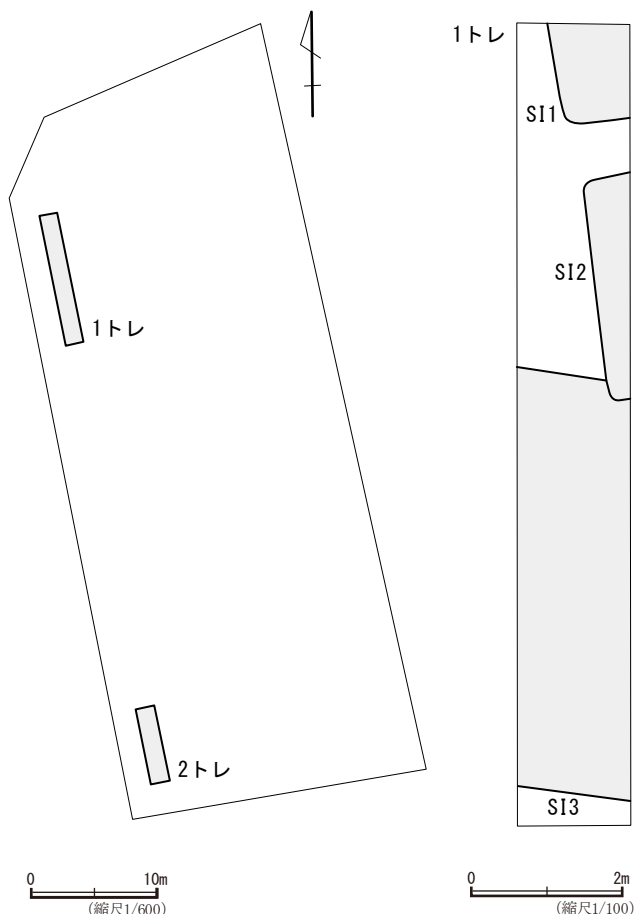
（2）弥生時代の遺物

調査で出土した遺物のうち弥生時代の土器について報告する。8点のうち7点（第87図1～7）は第3号住居跡の遺構確認面で検出された。ローム層上面に相当する確認面から住居跡の床面までは、覆土の堆積がほとんどない状況であったことから、この7点が住居跡の時期をほぼ決定する。もう1点（8）は第1号トレンチ表土から出土した。

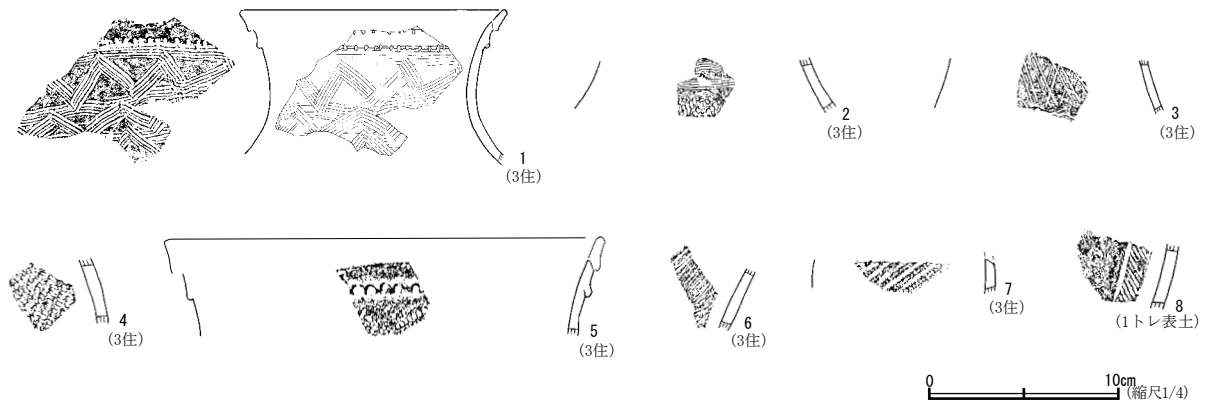
1 甕形土器の口-頸部。複合口縁であり、残存するのは1段であるが、上位に少なくとももう1段が重なり、複段の複合口



第85図 下村田新屋遺跡の調査区



第86図 下村田新屋遺跡のトレンチと遺構



第87図 下村田新屋遺跡の出土遺物

縁となる。

頸径は108mm（残存率27%）であり、口径は140mmほどと推定される。口縁部は無文で、有段部は竹管状工具により刻まれている。頸部には歯数5本の櫛歯状工具による櫛描文が施されている。櫛描文の構成は、直状文で横位多段に区画した後、区画内が鋸歯状文で充填される。胎土に泥岩片を含むことが特徴的であり、器外面は褐～暗褐色、器内面は褐色の色調を呈する。器外面に炭化物の付着が認められる。

2 甕形土器の頸-胴部。最大径は138mm（残存率8%の部分から推定）で、1の甕形土器より一回り小さい。頸部には歯数4本の櫛歯状工具による櫛描文が施されている。頸部と胴部を直状文で区画し、波状文が充填される。胴部は単節斜縄文LR。茶褐色の色調を呈する。

3 甕形土器の頸-胴部。最大径は113mm（残存率11%の部分から推定）で、2の甕形土器よりもやや小さい。頸部には半截竹管状工具による格子状文が施されている。胴部との区画には波状文の一部とも見られる施文がある。胴部にはRの結節文のみが残されている。暗褐色の色調を呈する。器外面に炭化物の付着が認められる。

4 胴部。2と同一個体の可能性がある。単節斜縄文LR。器外面に炭化物の付着が認められる。

5 壺形土器の口-頸部。複合口縁であり、残存するのは1段であるが、上位に少なくとももう1段が重なり、複段の複合口縁となる。口縁部直下で直径が204mm（残存率6%）、口径は230mmほどと推定される大型の土器である。口縁部は無文で、有段部は指頭により刻まれている。頸部は単節斜縄文LR。茶褐～褐色の色調を呈する。

6 胴部。付加条縄文R-S。胎土に骨針を含むことが特徴的であり、淡褐色の色調を呈する。

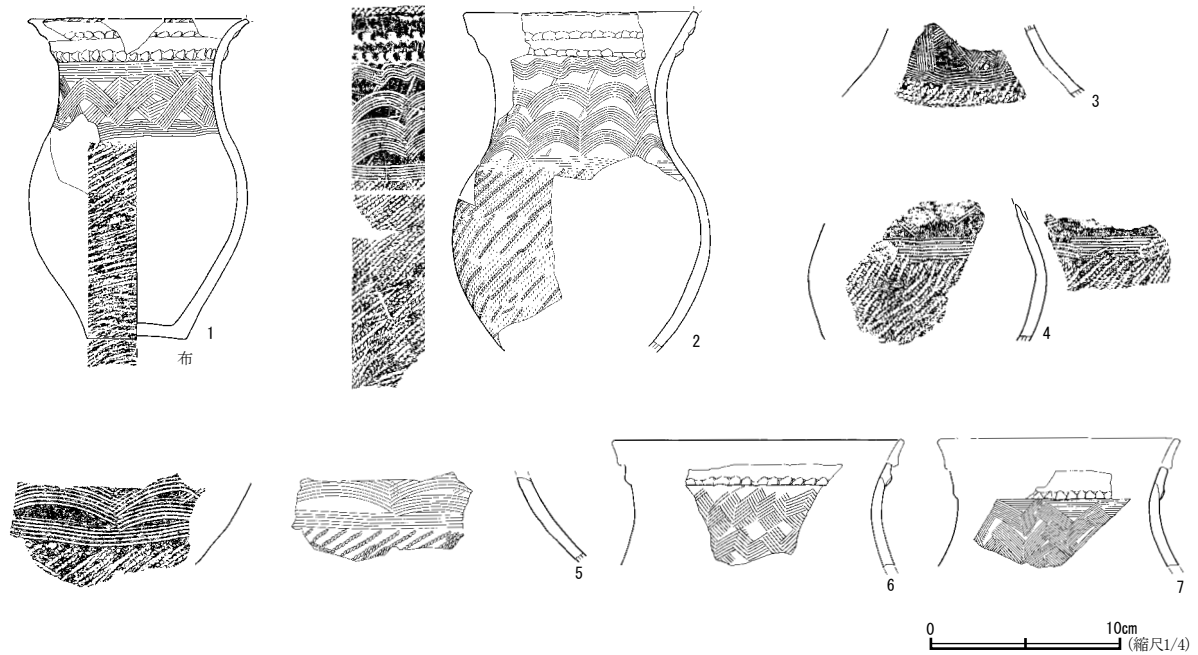
7 胴部。胴径が96mm（残存率17%）という小型の土器である。付加条縄文第1種LR+2R。胎土に骨針を含むことが特徴的であり、暗褐色の色調を呈する。

8 胴部。磨消縄文で文様が構成され、沈線区画内には単節斜縄文LRが施されている。器外面は褐色、器内面は灰褐色の色調を呈する。

1～7は弥生時代の後期前半、8は中期前半に位置付けられる土器である。

(3) 小括

玉川が合流する付近の久慈川右岸には、弥生時代後期前半の遺跡が報告されてきていた。玉川の左岸に相当する常陸大宮市富士山遺跡では土器棺墓が調査され、後期後半「十王台式」の住居跡覆土にも当該期の遺物が混在している（井上他1979）。『大宮町史』には隣接する坪井上遺跡から



1: 出土地不明(個人所蔵), 2: 出土地不明(茨城県立歴史館所蔵), 3・4: ニツ堂遺跡, 5: 坪井上遺跡(個人所蔵), 6・7: 高野寺畑遺跡

第88図 下村田新屋遺跡出土土器の参考資料

採集された大型の壺形(第88図5)が図化されていた(阿久津1977)。『大宮の考古遺物』に紹介された小型の甕形(1)も、旧・大宮町域のものであるならば、富士山、坪井上いずれかの遺跡のものではないかと見られる(瓦吹他1995)。右岸的那珂市ニツ堂遺跡(下大賀遺跡)では表面採集された遺物に壺形(3)と甕形(4)が報告されている(横倉1996)。茨城県立歴史館が所蔵する甕形(2)は、出土地が明らかでないものの、坪井上遺跡の壺形(5)とともに同じ個人から寄贈されたもので、出土地が明記された資料は坪井上遺跡から那珂市大塚・鹿島台遺跡までの範囲で採集されていることから、玉川合流点付近と見て良いのであろう。下村田新屋遺跡の試掘調査は、当該期の住居跡をこの地域において初めて確認したことになる。

土器は複合口縁の複段・無文が特徴的で、有段部を指頭押圧で刻むのが典型のようである。頸部には櫛描文が構成され、波状文、鋸歯状文、連弧文などが充填される。胴部は、付加条縄文第1種が典型。底面痕跡には木葉痕と布目痕とがあり、布目痕が少なくない。6本以上の「多条櫛歯」をも特徴として那珂市松原遺跡の土器群に「松原式」(渡辺1988)が設定されており、これは、ひたちなか市高野寺畑遺跡(6・7)における共伴関係から、那珂川下流域の「東中根2式」並行と考えられている。下村田新屋遺跡の櫛描文は歯数が4・5本であり、属性を異にするようにも見える。より後出に位置付けられるのか、さらなる資料の増加を待ちたい。(鈴木)

参考文献

阿久津久 1977「大宮町の遺跡」『大宮町史』大宮町役場 107-174頁
 井上義安他 1979『富士山遺跡調査報告書Ⅰ』大宮町教育委員会
 瓦吹 堅他 1995『大宮の考古遺物』大宮町教育委員会
 横倉要次 1996「那珂郡瓜連町ニツ堂遺跡採集の弥生土器と紡錘車」『婆良岐考古』第13号 35-52頁
 渡辺 明 1988「弥生文化の成立と展開」『那珂町史 自然環境・原始古代編』那珂町 337-443頁

報告書抄録

ふりがな	れいわ3ねんどひたちおおみやしないいせきはつくつちょうさほうこく							
書名	令和3年度常陸大宮市内遺跡発掘調査報告							
副書名								
巻次								
シリーズ名	茨城県常陸大宮市埋蔵文化財調査報告書							
シリーズ番号	第39集							
編著者名	石川優水、中林香澄、鈴木素行、高橋拓也、吹野富美夫、佐々木義則、比毛君男							
編集機関	常陸大宮市教育委員会							
所在地	〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町 3135 番地の6							
発行機関	常陸大宮市教育委員会							
所在地	〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町 3135 番地の6							
発行年月日	令和5（西暦2023）年3月20日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積 m ²	調査原因
		市町村	遺跡番号					
石沢館跡 第1地点	常陸大宮市石沢 1675 番 4	08225	大 155	36° 32′ 18″	140° 24′ 46″	20211110	25.2	個人住宅建設工事に 伴う試掘調査
石沢館跡 第2地点	常陸大宮市石沢 1468 番 4 外 1 筆	08225	大 155	36° 32′ 2″	140° 24′ 59″	20220224	12.0	幼稚園舎改築工事に 伴う試掘調査
姥賀東遺跡	常陸大宮市姥賀町 598 番 7	08225	大 132	36° 33′ 41″	140° 24′ 25″	20211203	13.2	個人住宅建設工事に 伴う試掘調査
上高作遺跡 第1地点	常陸大宮市上村田 374 番 1 外 1 筆	08225	大 123	36° 31′ 36″	140° 25′ 41″	20210729	6.5	歯科医院改築工事に 伴う試掘調査
上高作遺跡 第2地点	常陸大宮市上村田 367 番 2 外 3 筆	08225	大 123	36° 31′ 36″	140° 25′ 41″	20210916 ～ 20210917	201.6	太陽光発電設備設置 工事に伴う試掘調査
上ノ宿遺跡	常陸大宮市下町 3980 番 2	08225	大 117	36° 32′ 57″	140° 25′ 1″	20211011	24.0	個人住宅建設工事に 伴う試掘調査
上村田 江ノ上遺跡	常陸大宮市上村田 1412 番 1	08225	大 156	36° 31′ 25″	140° 25′ 5″	20210924	15.6	個人住宅建設工事に 伴う試掘調査
駄木所遺跡 第1地点	常陸大宮市宇留野 488 番 5 外 1 筆	08225	大 119	36° 32′ 13″	140° 25′ 34″	20210430	10.0	個人住宅建設工事に 伴う試掘調査
駄木所遺跡 第2地点	常陸大宮市泉 299 番 3	08225	大 119	36° 32′ 8″	140° 25′ 37″	20210705	14.4	個人住宅建設工事に 伴う試掘調査
駄木所遺跡 第3地点	常陸大宮市泉 295 番 1	08225	大 119	36° 32′ 8″	140° 25′ 37″	20211203	16.0	個人住宅建設工事に 伴う試掘調査
田子内遺跡	常陸大宮市田子内町 3179 番 2	08225	大 097	36° 33′ 55″	140° 23′ 50″	20211203	7.0	個人住宅改築工事に 伴う試掘調査
坪井上遺跡	常陸大宮市下村田 2395 番 2	08225	大 005	36° 31′ 22″	140° 25′ 45″	20210520	21.0	賃貸住宅建設工事に 伴う試掘調査
馬場先遺跡	常陸大宮市小祝 262 番 1	08225	大 088	36° 34′ 59″	140° 24′ 0″	20210616	17.7	個人住宅建設工事に 伴う試掘調査
後三ヶ尻 A 遺跡	常陸大宮市上村田 1497 番 2	08225	大 073	36° 31′ 28″	140° 24′ 45″	20200914 ～ 20200923	135.0	個人住宅建設工事に 伴う発掘調査
下村田新屋遺跡	常陸大宮市下村田 1920 番	08225	大 157	36° 51′ 41″	140° 43′ 00″	20200604	19.2	太陽光発電設備設置 工事に伴う試掘調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
石沢館跡 第1地点	城館跡	—	—	—	—
石沢館跡 第2地点	城館跡	—	—	—	—
姥賀東遺跡	集落跡	—	—	—	—
上高作遺跡 第1地点	集落跡	—	—	—	—
上高作遺跡 第2地点	集落跡	平安時代	竪穴住居跡2軒、 土坑9基、溝跡2 条、ピット20基	土師器（甕）	古代の集落跡を確認した。工 事については、工法を変更し て保護層を確保した。
上ノ宿遺跡	集落跡	時期不明	溝跡1条	—	時期不明の溝跡を確認した。 保護層を確保できる工法と確 認した。
上村田 江ノ上遺跡	集落跡	平安時代	竪穴住居跡1軒	土師器（高台付坏か、 坏か碗）	古代の集落跡を確認した。別 途、記録保存の発掘調査をす る方針とした。
駄木所遺跡 第1地点	集落跡	—	—	土師器（碗）	—
駄木所遺跡 第2地点	集落跡	—	—	—	—
駄木所遺跡 第3地点	集落跡	平安時代	竪穴住居跡1軒	土師器（高台付坏）	古代の集落跡を確認した。保 護層を確保できる工法と確認 した。
田子内遺跡	集落跡	—	—	—	—
坪井上遺跡	集落跡	縄文時代	土坑5基、ピット 1基	縄文土器（深鉢）	縄文時代の集落跡を確認し た。保護層を確保できる工法 と確認した。
馬場先遺跡	集落跡	—	—	土師器（碗）	—
後三ヶ尻A 遺跡	集落跡	古墳時代 奈良・平安時代 中世	溝状遺構1条、土 坑5基、ピット 60基	土師器（坏、碗）、須 恵器（有台坏蓋、坏蓋）、 灰釉陶器（深皿）、土 師質土器（内耳鍋）	古代から中世にかけての遺 構・遺物を確認し、記録保存 した。 中世城館が所在した可能性が ある。
下村田新屋遺跡	集落跡	弥生時代 平安時代	竪穴住居跡3軒	弥生土器（甕形土器、 壺形土器）	弥生時代、平安時代の集落跡 を確認した。

仕様

【紙質】 本書は長期保存を考慮しすべて中性紙を使用している。

表紙	レザック66白	215kg
見返し	上質紙	70.5kg
本扉・ごあいさつ・例言・凡例・ 目次・本文・抄録・奥付	マットコート	90kg

【印刷】

オフセット印刷

茨城県常陸大宮市埋蔵文化財調査報告書第39集

令和3年度常陸大宮市内遺跡発掘調査報告

発行日 令和5(2023)年3月20日

著者 石川優水、中林香澄、鈴木素行、高橋拓也、
吹野富美夫、佐々木義則、比毛君男

編集・発行 常陸大宮市教育委員会

所在地 茨城県常陸大宮市中富町3135番地の6

電話番号 0295-52-1111

印刷 コトブキ印刷株式会社